

# 第2回愛媛地方最低賃金審議会

## 資 料

令和5年8月1日

愛媛労働局労働基準部賃金室

## 第2回愛媛地方最低賃金審議会

### 資料目次

令和5年8月1日

1	令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）	1
2	愛媛県最低賃金に関する意見提出者一覧	27
3	意見書	
	（1）愛媛県の最低賃金の抜本的引き上げと全国一律最賃制度実現を求める 意見書（写）（愛媛地方労働組合連合会 議長 今井正夫）	29
	（2）愛媛県最低賃金改正にあたっての意見書（写） （愛媛地方労働組合連合会青年部 部長 山内佑樹）	32
	（3）愛媛県最低賃金の2023年度改定についての意見（写） （日本自治体労働組合総連合愛媛県本部 書記次長 堀川孝行）	37
	（4）最低賃金の大幅引き上げを求める意見書（写） （コープえひめ労働組合 書記次長 大黒直美）	40
4	愛媛地方の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ、地域間格差の 解消を求める要請署名	79
5	愛媛金融経済概況（2023年7月20日 日本銀行松山支店）	81

令和5年7月28日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会  
会長 藤村 博之

## 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

## 記

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一

層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。



## 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 5 年 7 月 28 日

- 1 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	41 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	40 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	39 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和 5 年全員協議会報告の 1 (2) で「最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた。

## ア 賃金

まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 3.58%、中小でも 3.23%となっており、30 年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算は 5.01%となっている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で 3.91%、中小企業では 2.94%となっている。賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃

金上昇率（ランク計）は2.1%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の結果（1.5%）を上回っている。また、平成14年以降、第4表①②における賃金上昇率（男女計及び一般・パート計）は、今年度初めて全てのランクで2%以上の結果であった。さらに、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.5%となっており、これも昨年の結果（2.1%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

## イ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、令和3年は6.3%であるところ、令和4年は6.6%と安定している。また、業況判断DIを見ても、日銀短観では、令和4年6月は+2であったものの、令和5年6月は+8と上昇し、また、中小企業景況調査では、令和4年4～6月の▲19.4から今年4～6月には▲10.5となっているように、昨年からさらに改善が見られる。

なお、昨年はコロナ禍の影響が引き続き見られた「宿泊業、飲食サービス業」においても、令和4年の売上高経常利益率は0.0%と3年ぶりにマイナスから脱し、今年1～3月期は+1.1%と改善しており、加えて日銀短観による業況判断DIは、令和元年9月から令和4年9月までマイナスだったものの、令和5年6月には+25と大幅に改善している。

しかしながら、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁は、いまだ不十分な状況にある。価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和5年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和4年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、コスト上昇分のうち高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できたとする企業の割合が増加（35.6%→39.3%）し、転嫁状況は一部では好転する一方、「全く転嫁できない」又は「減額された」とする企業の割合も増加（20.2%→23.5%）しており、二極化が進行している。また、コスト要素別にみると、原材料費は転嫁率が約48%である一方、エネルギーコストや労務費コストはこれに比べて約11～13%ポイント低い水準であることを踏まえると、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。

さらに、国内企業物価指数は、今年6月（速報値）は対前年同月比4.1%と昨年より低下しているが、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支

払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

#### ウ 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る水準となった。直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっており、昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」が4%を超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べると対前年同月比の上昇幅は縮小傾向であるが、引き続き高い水準である。また、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている(「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられていると試算されている)。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていない。加えて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇もありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる。

#### エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、特に中小企業で人手不足感が強まり続けており、労働需給逼迫の観点から、人手確保のために賃金上昇圧力が高まって、業績に関係なく賃金を引き上げた場合が一定程度あることを考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は30年ぶりの高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であり、男女計及び一般・パート計において全てのランクで初めて2%以上とな

った。

②通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、昨年から改善傾向は見られる。しかし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の状況としては、コスト上昇分を7割以上転嫁できた企業の割合が増加した一方、全く転嫁できない又は減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行していることや、コスト要素別で見ると、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことから賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

③しかしながら、労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。

これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率はAランクが、第4表③における賃金上昇率はCランクが最も高くなっている。一方、今年1～

6月の消費者物価の上昇率は、Aランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとは言いがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。

## オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の面で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金

等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

#### カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

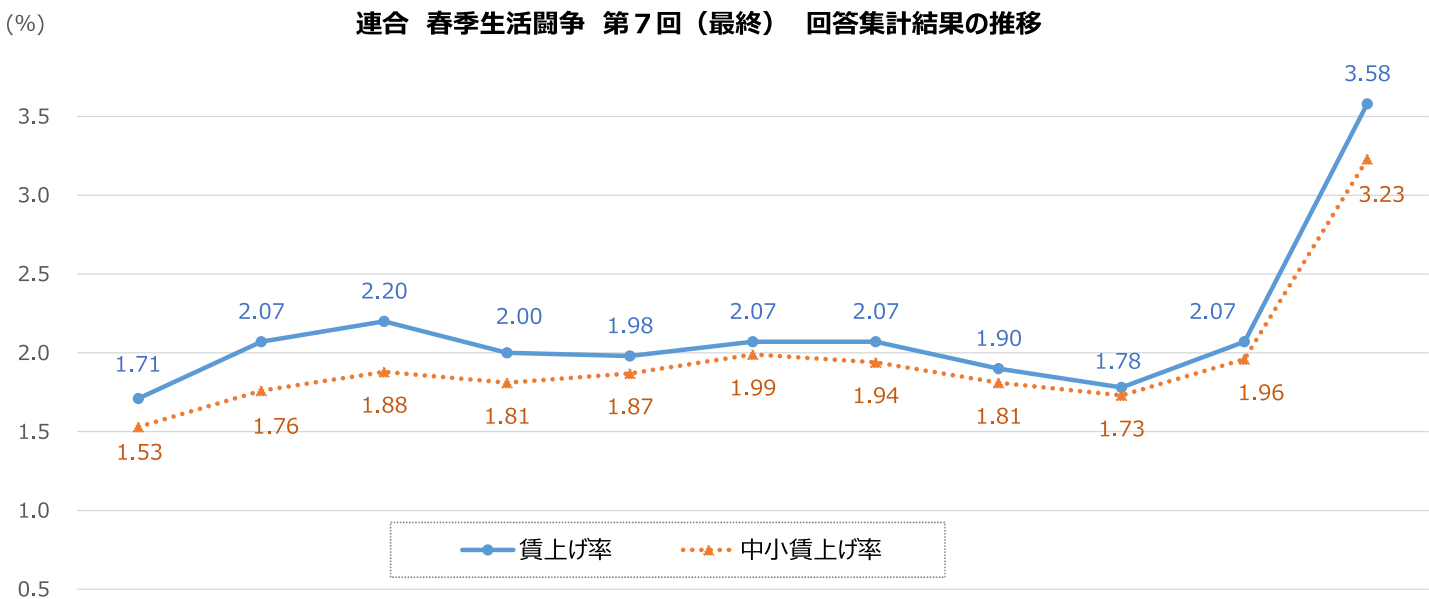
なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

## 参考資料

### 連合 春季賃上げ妥結状況

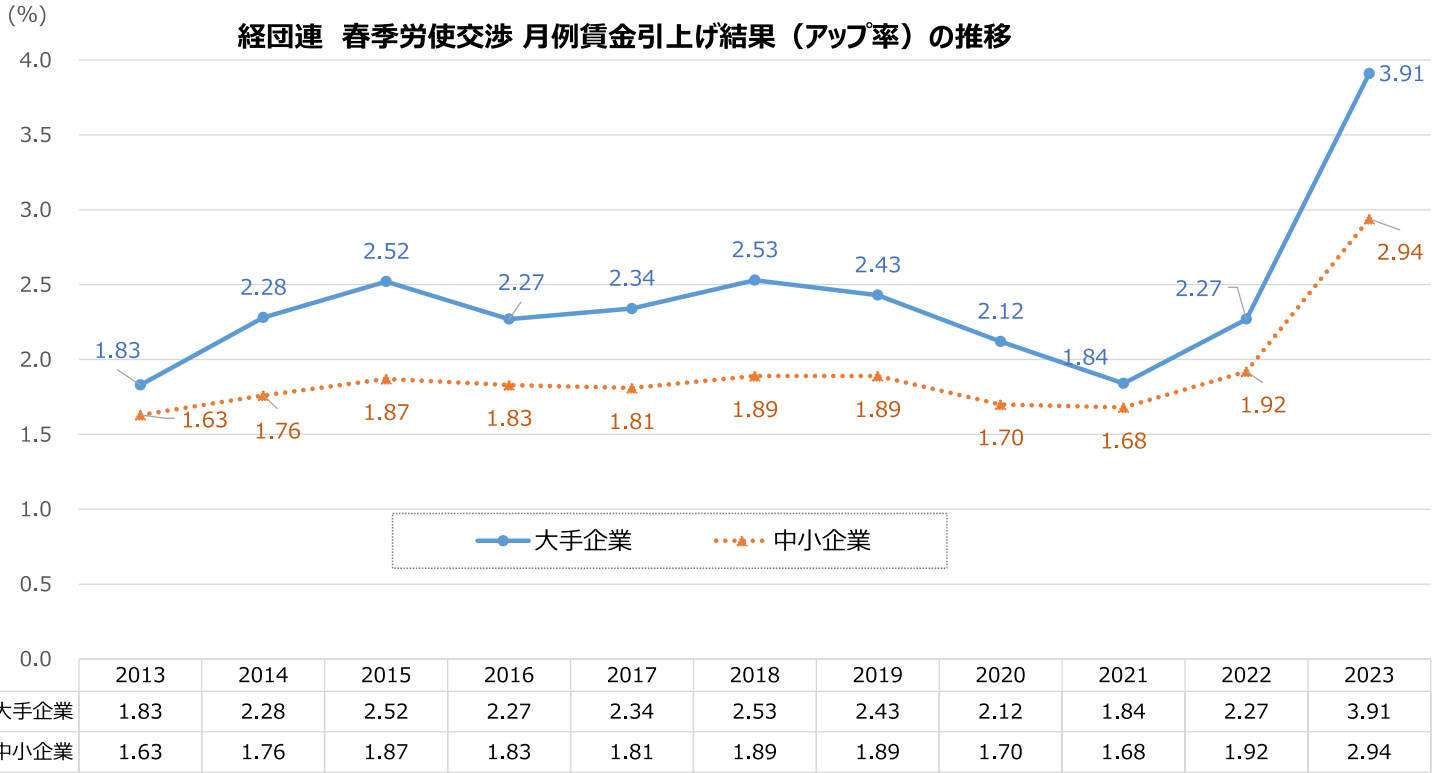
○ 2023年の連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(2023年7月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.58%(中小賃上げ率は3.23%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

# 経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%（第1回集計）、中小企業2.94%（第1回集計）となっている。



(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。  
 (注) 2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

## 賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）						
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年			
女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男 計	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
女 計	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。



# 賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R4年6月	R5年6月	R4年	R4年	R4年6月	R5年6月	R4年	R4年	R4年6月	R5年6月	R4年	R4年	R4年6月	R5年6月	R4年	R4年	R4年6月	R5年6月	R4年	R4年	R4年6月	R5年6月	R4年	R4年	R4年6月	R5年6月	R4年	R4年	R4年6月	R5年6月			
一般 パート計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
一般	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
パート	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
	計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

4

# 賃金改定状況調査結果第4表③

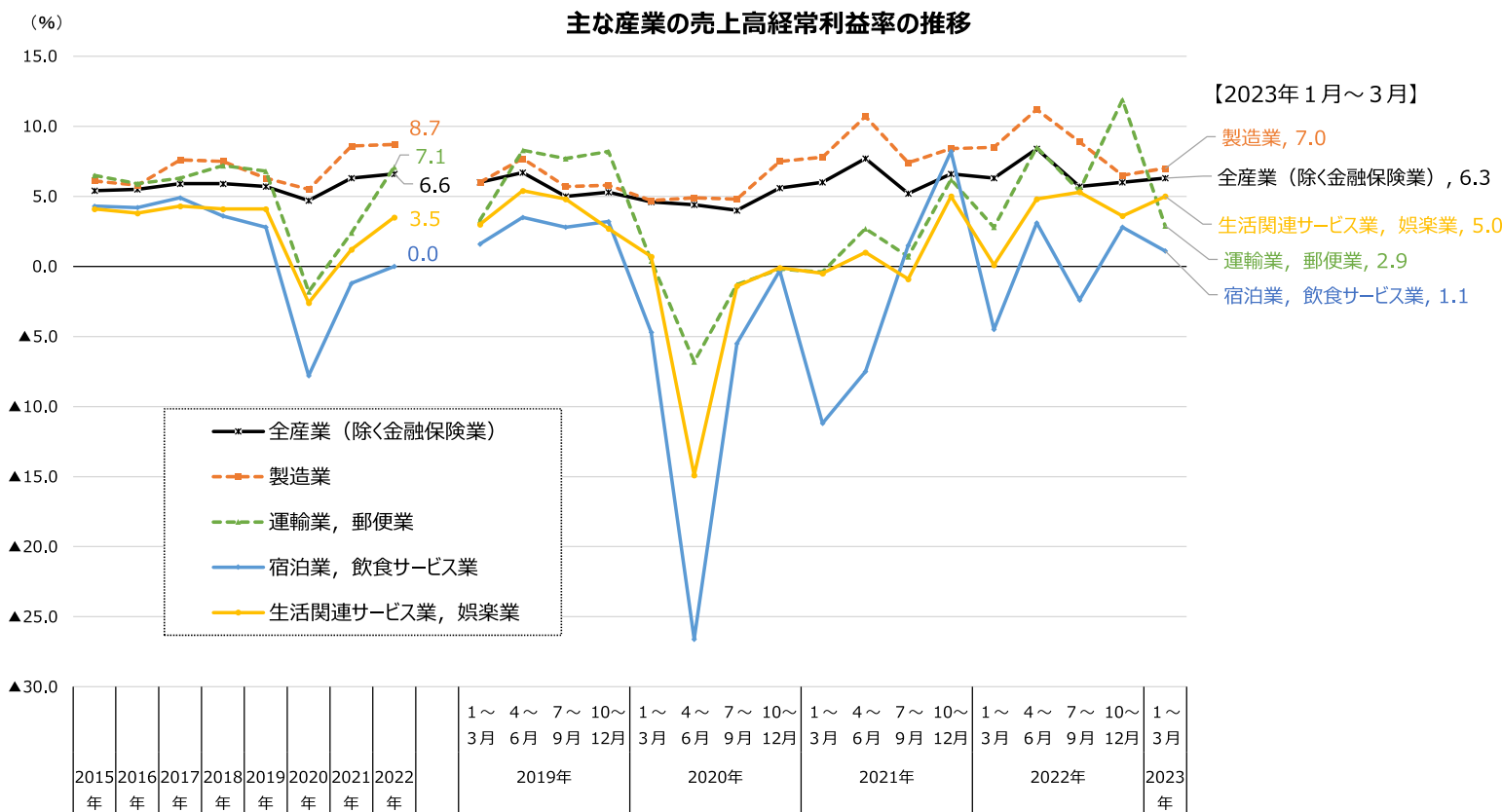
第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R4年6月	R5年6月	R4年	R4年	R4年6月	R5年6月	R4年	R4年	R4年6月	R5年6月	R4年	R4年	R4年6月	R5年6月	R4年	R4年	R4年6月	R5年6月	R4年	R4年	R4年6月	R5年6月	R4年	R4年	R4年6月	R5年6月	R4年	R4年	R4年6月	R5年6月			
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
男	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161						

# 主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。  
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。  
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

## (参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

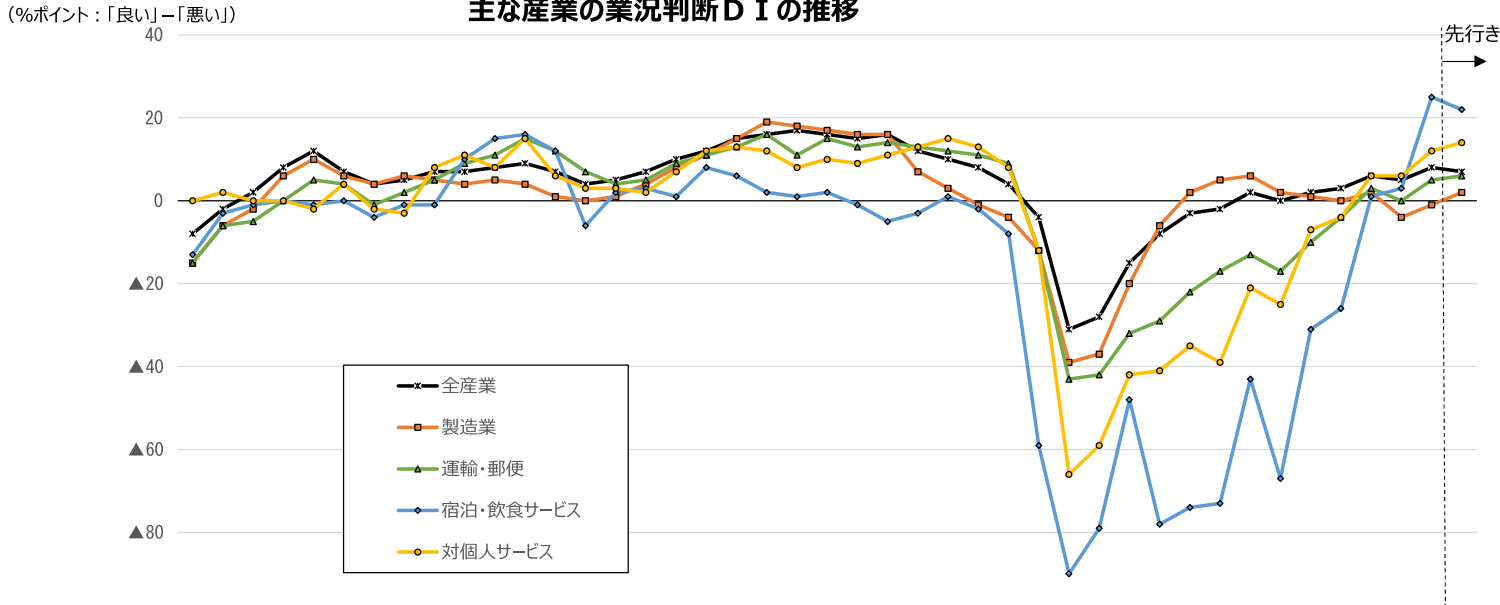
(単位: %)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年				2020年				2021年				2022年				2023年				
							1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月				
全産業 (除く金融保険業)	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
製造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0
非製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	23.3
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。  
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。  
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

# 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

主な産業の業況判断DIの推移



	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月				
	2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年				2023年			
全産業	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	8	7	7
製造業	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲1	2	▲4
運輸・郵便	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲4	3	0	5	6	6
宿泊・飲食サービス	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲26	1	3	25	22	14
対個人サービス	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲4	6	6	12	14	14

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

- (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。
- 2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き（3か月後）の状況」の数値。
- 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」、「学習塾」、「教養・技能教授業」、「老人福祉・介護事業」、「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

# 中小企業景況調査による業況判断DIの推移

(「好転」 - 「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年	
	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「DI」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

# 価格転嫁の状況① 【コスト全般】

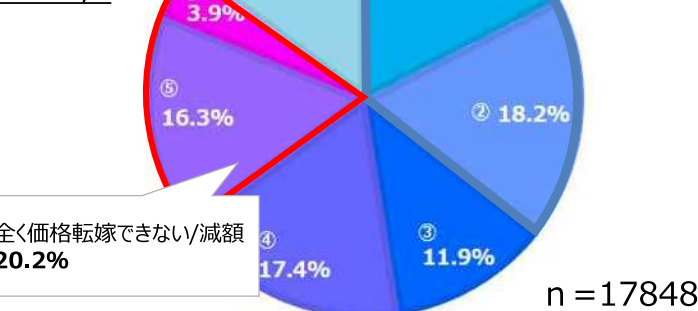
令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- 「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した**価格転嫁率**は**47.6%**、前回(9月:46.9%)に比し**微増**。
- コスト上昇分のうち**高い割合(10割、9割~7割)**を価格転嫁できた回答(①・②)が**増加**(35.6%→39.3%)し、**転嫁状況は一部では好転**。
- 他方で、「**全く転嫁できない(⑤) + 減額された(⑥)**」割合も**増加**(20.2%→23.5%)しており、**二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず**価格改定(値上げ)不要**」の割合(⑦)は**減少**(14.9%→8.4%)しており、コスト上昇の影響は拡大。

問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

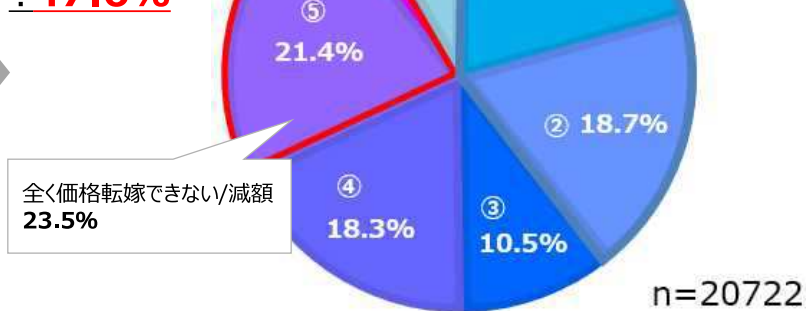
9月結果

転嫁率(コスト全体)  
:46.9%



3月結果

転嫁率(コスト全体)  
:**47.6%**



- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤0割(費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等)
- ⑥マイナス(費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された)
- ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要

# 価格転嫁の状況② 【コスト要素別】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- **エネルギーコスト、労務費**の価格転嫁率は、それぞれ約5ポイントの上昇。「一部だけでも転嫁できた割合」が増加(+約8ポイント)。但し、**原材料費の転嫁率よりは約1割、低い水準**。
- **原材料費**の転嫁率は、「一部だけでも転嫁できた割合」は増加したが(63.2%→66.6%)、「転嫁0割」も増加し(16.4%→19.5%)、**全体としては横ばい**。

9月結果



3月結果



- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤0割(費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等)
- ⑥マイナス(費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された)
- ⑦コストが上昇していないため、価格改定不要

# 国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。

国内企業物価指数（前年同月比）



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」  
(注) 2023年6月は速報値。

# 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位: 万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比		
平成24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
3年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4

(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。



# 消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

## 令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、全国では3.8%～5.1%で推移し、令和4年10月～令和5年6月の対前年同期の上昇率は4.3%となっている。

（単位：％）

区分	年・月	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	A ランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
	B ランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
	C ランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

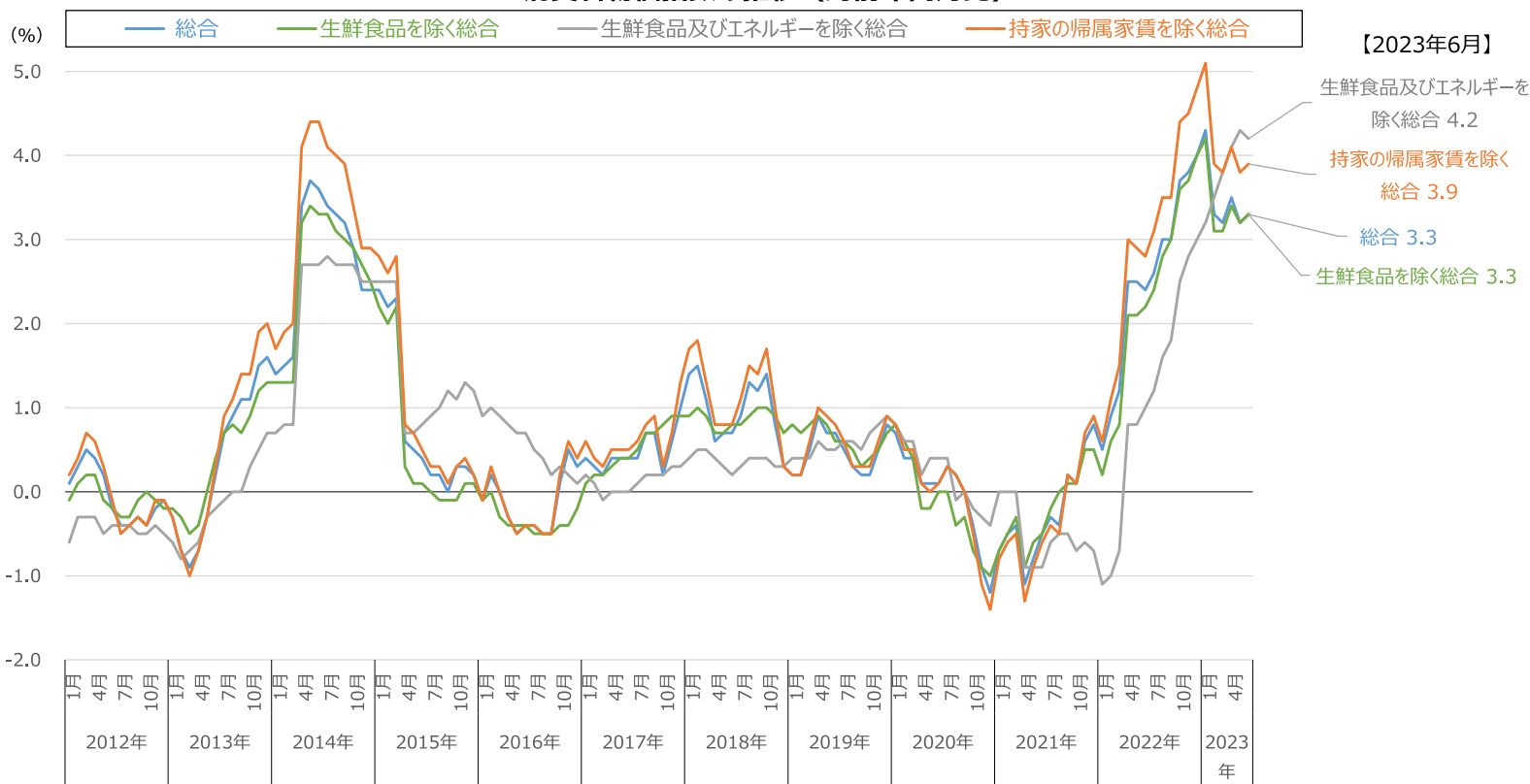
3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。

4 「令和4年10月～令和5年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

# 消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

## 消費者物価指数の推移(対前年同月比)



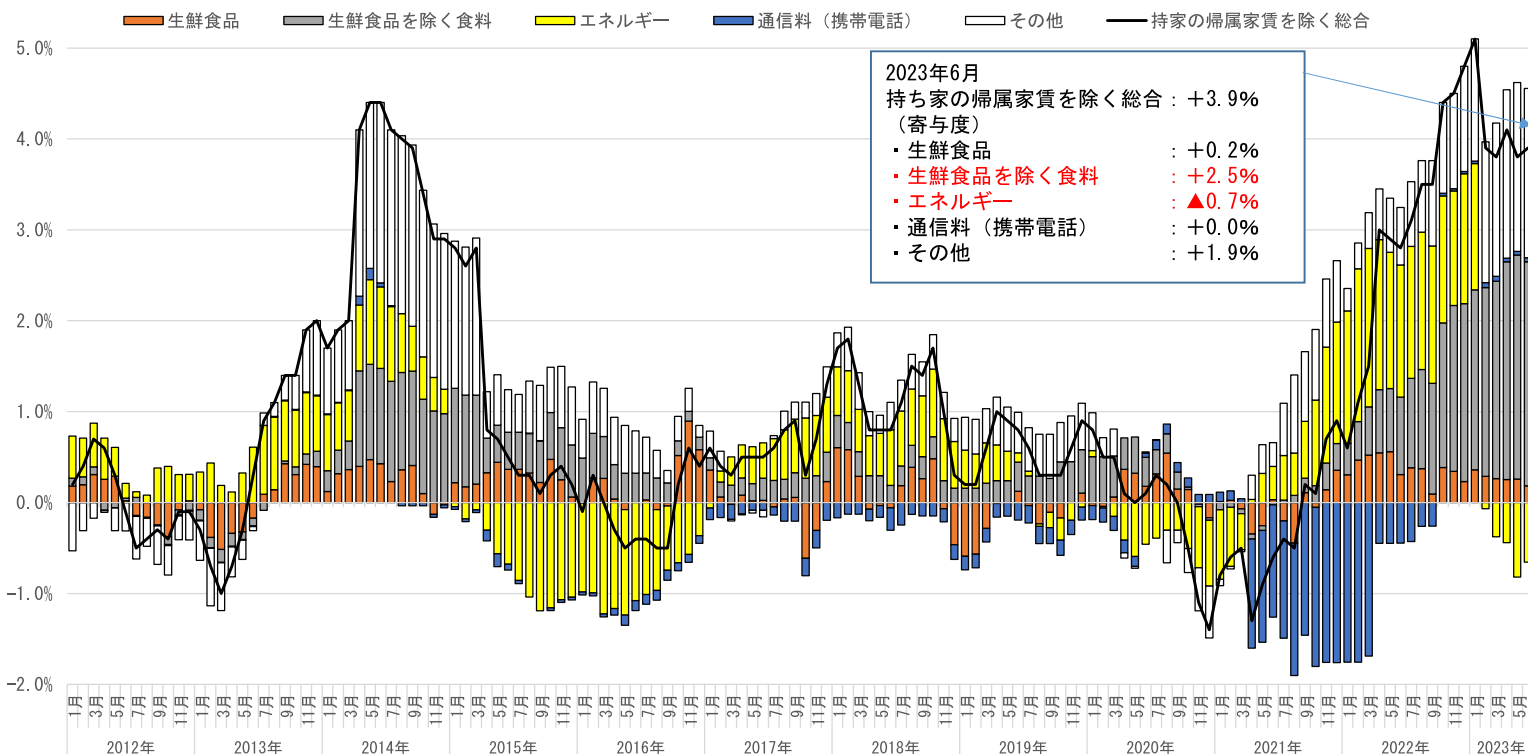
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の「総合」に対する影響(寄与度)は-1.00 [試算値]

## 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

### 消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年同月比の主な項目別寄与度の推移

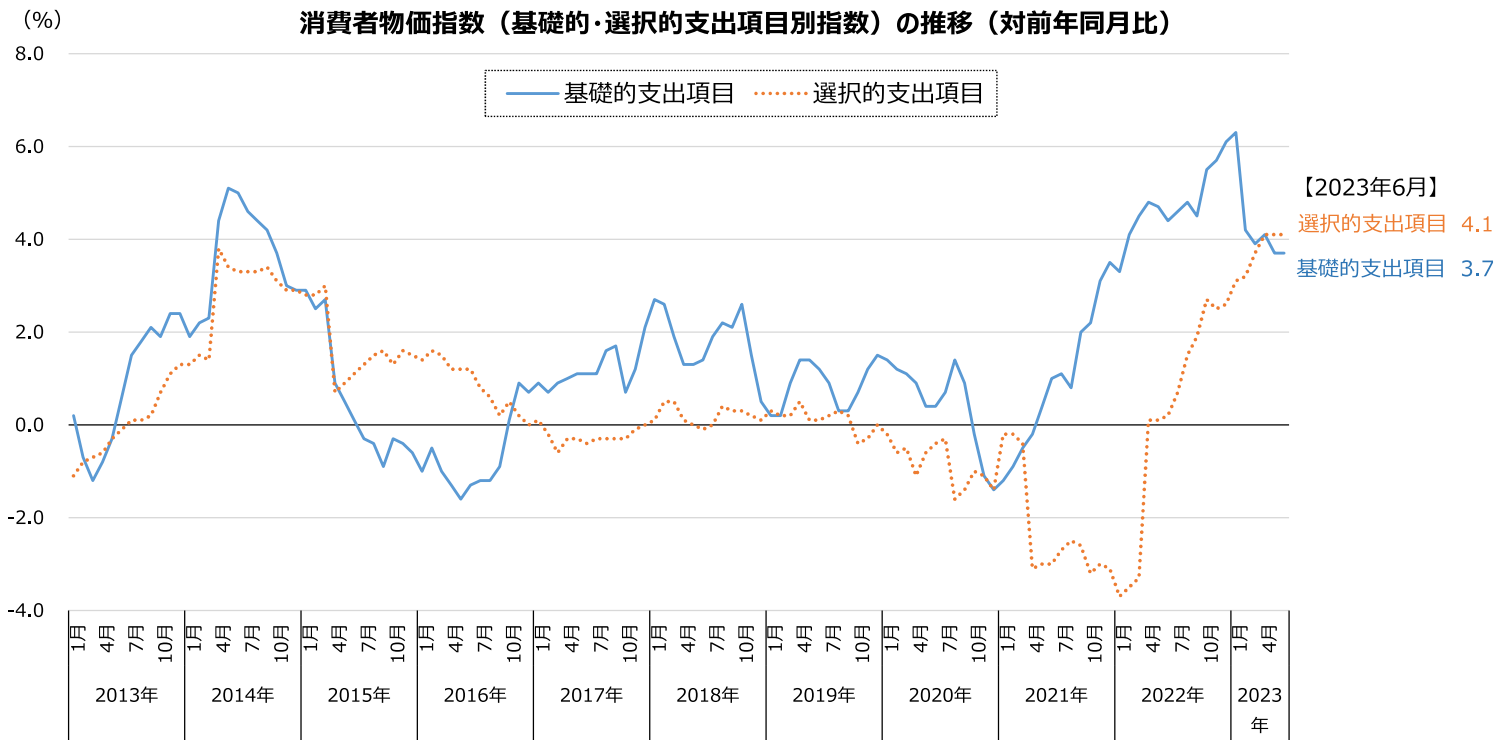


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数) / 前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。  
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。  
3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

# 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。  
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。  
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。  
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

## 電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、**需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施**。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。**令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上**。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバー**する約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について**交付決定**。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始**。

### 値引き単価

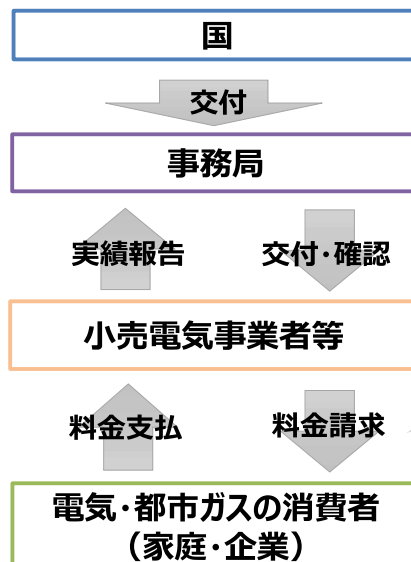
#### <電気>

低圧：7円/kWh（9月3.5円/kWh）  
 高圧：3.5円/kWh（9月1.8円/kWh）

#### <都市ガス>

30円/m<sup>3</sup>（9月15円/m<sup>3</sup>）  
 ※家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象

### 実施スキーム



・補助を原資に料金を値引き  
 ・検針票・請求書等に値引きを反映



# 標準的な家庭における電気料金の試算結果

- 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh/月）における電気料金は、**ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下**となった。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	-	16,491円 41円/kWh (+48%)	-	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	-	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	-	▲612円 15,879円 (+42%)	-	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	-	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	-	▲936円	-	▲1,216円	▲864円	-	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※3
<b>改定後※2 (7月請求分)</b>	<b>14,301円 36円/kWh (▲9%)</b>	<b>11,829円 30円/kWh (▲12%)</b>	<b>11,722円 29円/kWh (▲19%)</b>	<b>10,818円 27円/kWh (▲24%)</b>	<b>11,323円 28円/kWh (+2%)</b>	<b>8,664円 22円/kWh (▲29%)</b>	<b>11,978円 30円/kWh (▲8%)</b>	<b>11,639円 29円/kWh (▲10%)</b>	<b>8,569円 21円/kWh (▲28%)</b>	<b>12,877円 32円/kWh (▲9%)</b>
【参考】 ウクライナ侵攻前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。

※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。

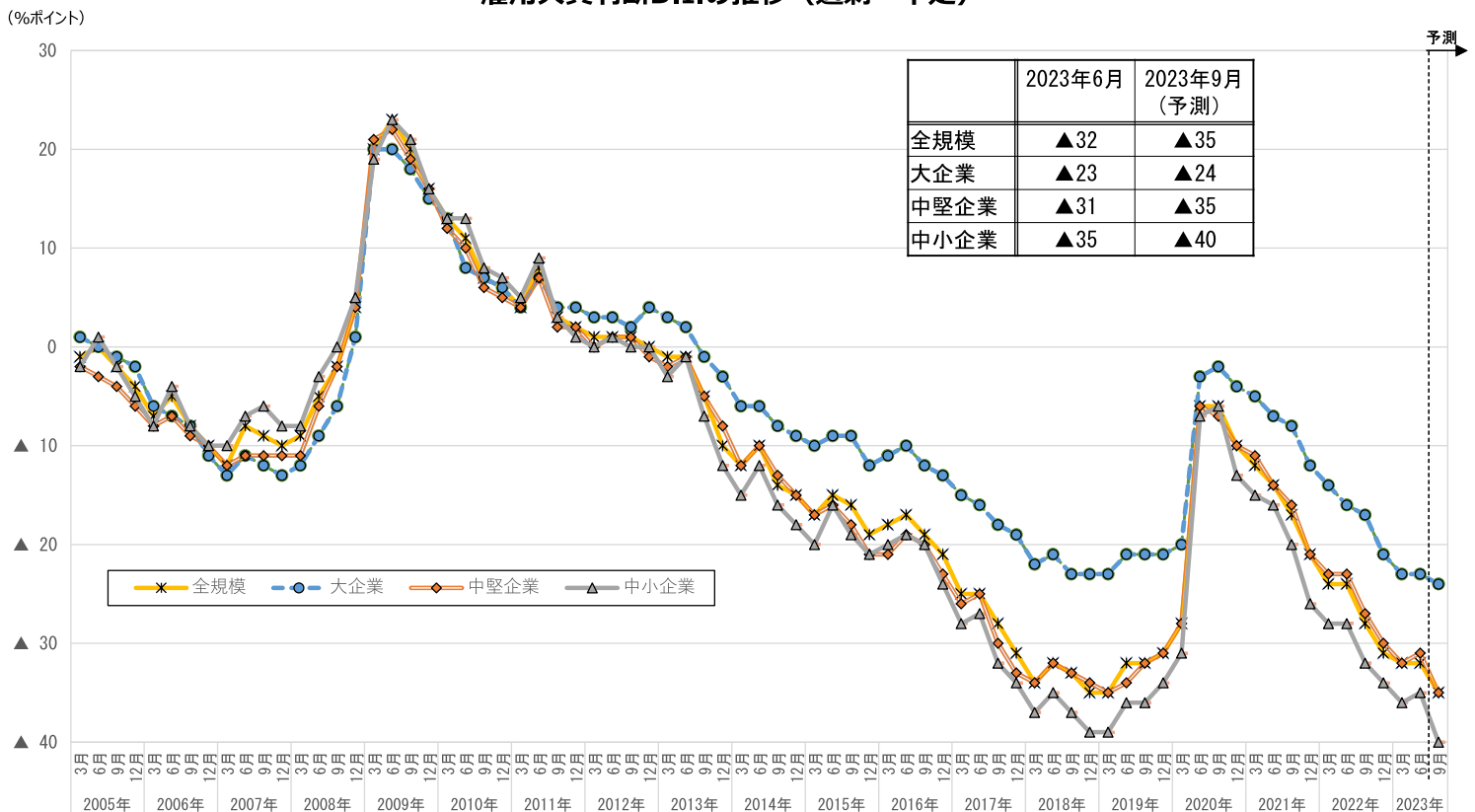
※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

20

## 雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

# ランク別消費者物価指数(全国・ランク別)

(単位：%)

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
												全国	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6
Aランク	0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	
Bランク	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	
Cランク	0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	

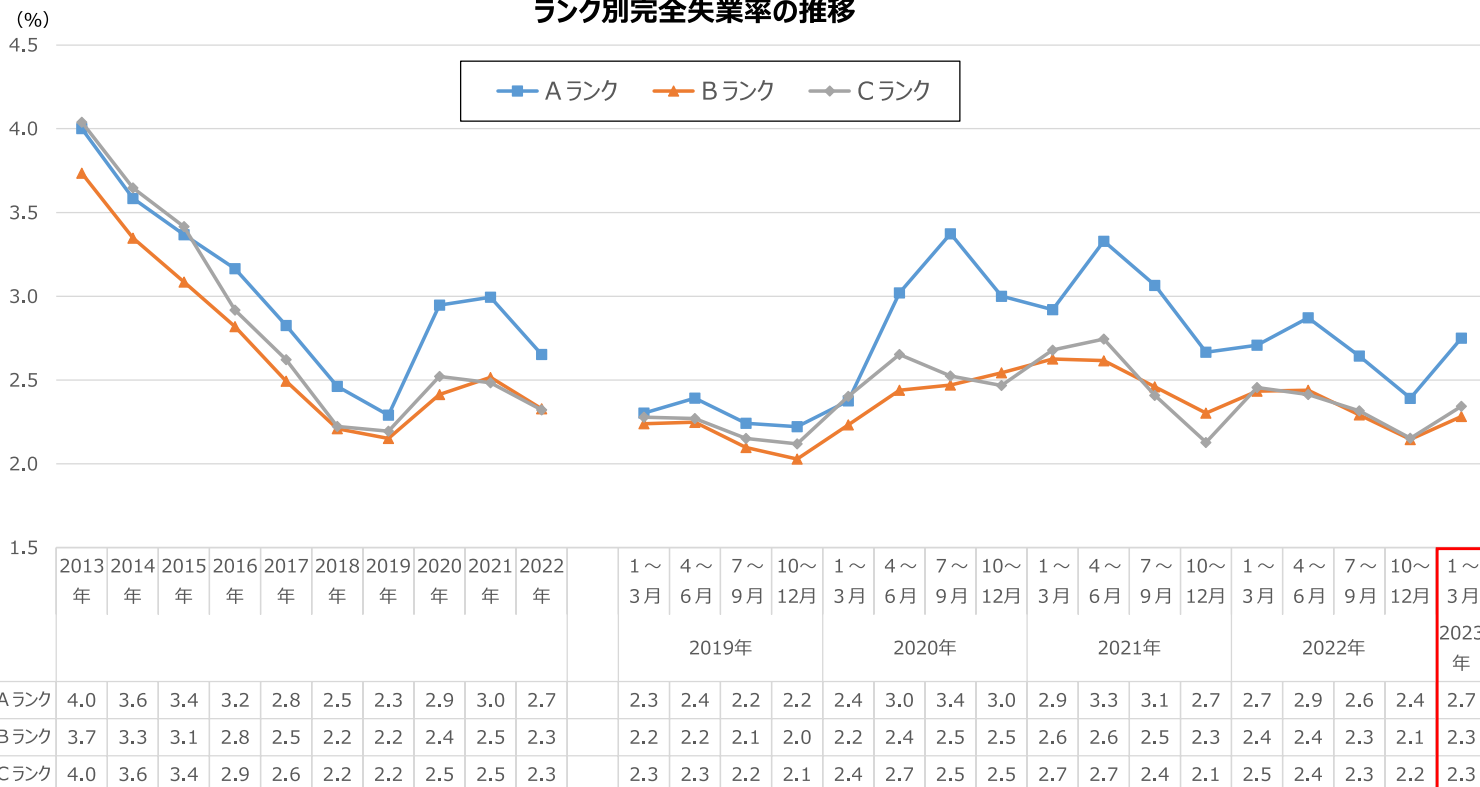
資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

## ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



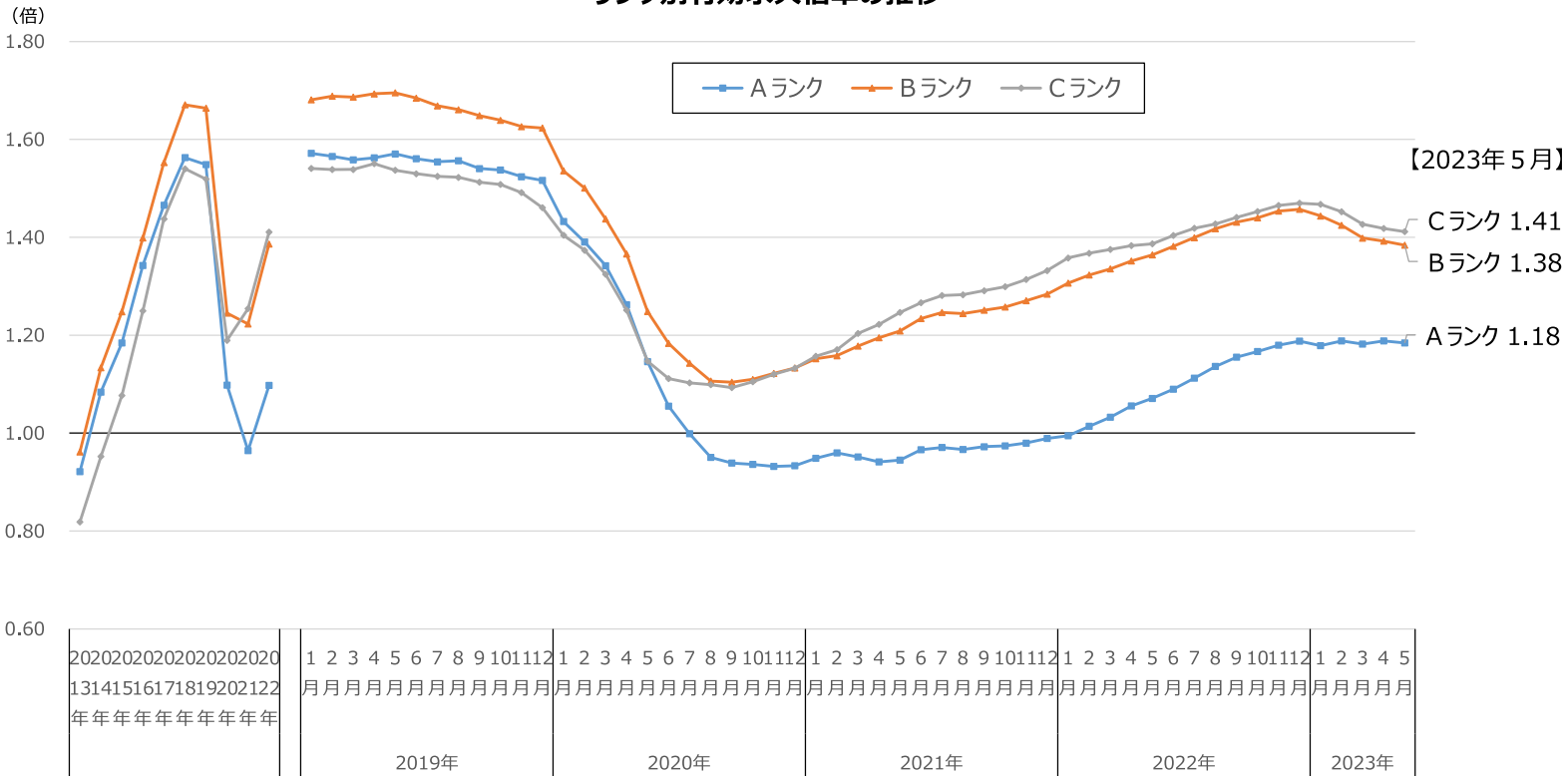
(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

- (注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
- 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。
- Cランクではコロナ禍前の水準近くまで回復しているが、Aランクではコロナ禍前の水準まで回復していない。

ランク別有効求人倍率の推移

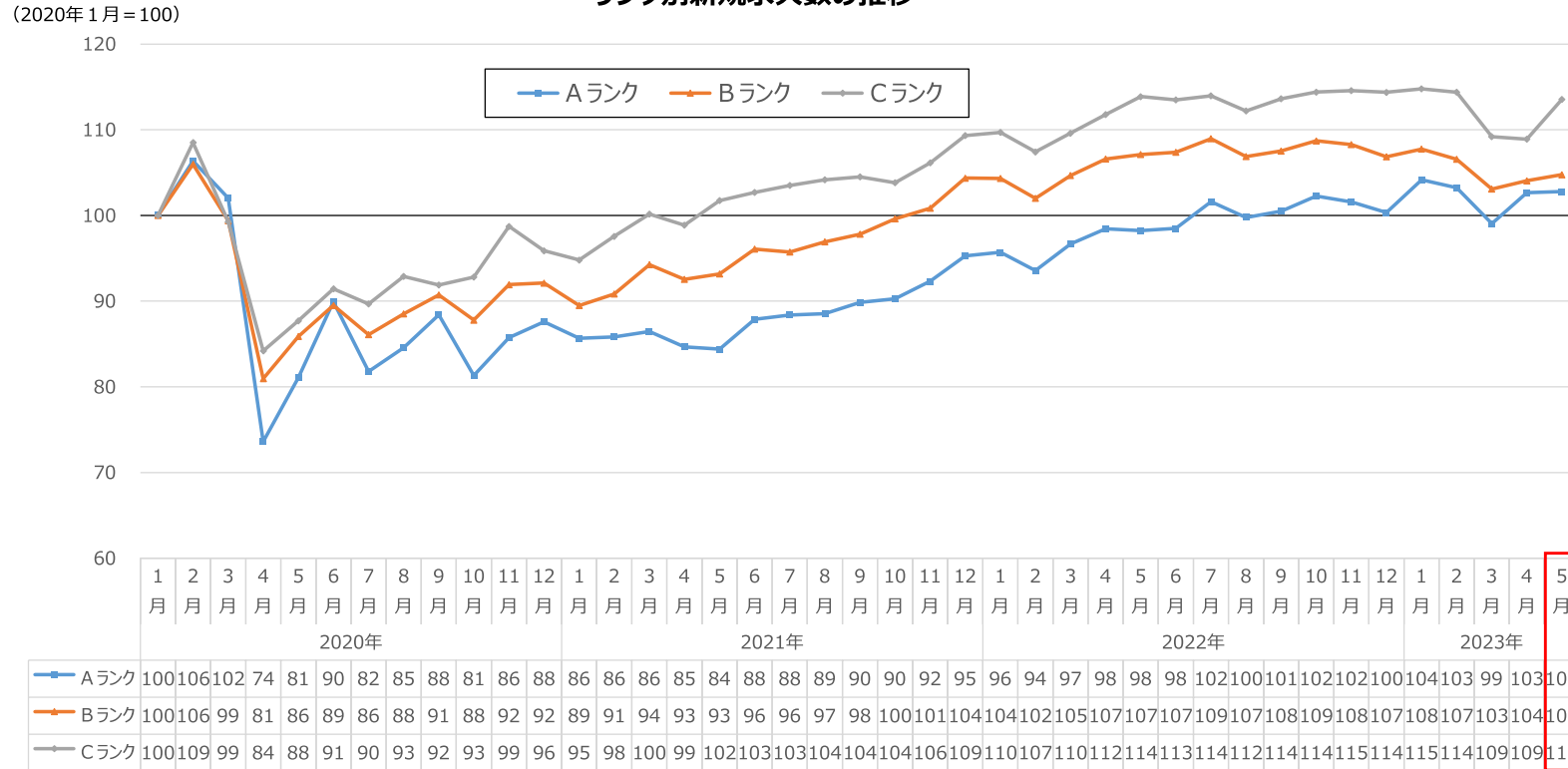


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。  
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。  
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# ランク別新規求人数の水準の推移

- ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年5月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

ランク別新規求人数の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。  
 (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。  
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 5 年 7 月 28 日

## 1 はじめに

令和 5 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金に対する社会的な注目度が年々高まっている中、30 年ぶりの賃上げの流れも受け従来にも増して注目されている状況について述べ、最低賃金法第 1 条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきであることを主張した。

本年の春季生活闘争は、コロナ禍で落ち込んだ経済からの回復のみならず、20 年以上にわたる日本社会のデフレマインドを払拭し局面を転換する大きな意味を持った労使交渉であり、この賃上げの成果を、社会へ広く確実に波及させることで、賃上げの流れを中長期に継続する必要があると主張した。

加えて、現在の最低賃金の水準では、2,000 時間働いても年収 200 万円程度といわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、連合が公表している「最低限必要な賃金水準」の試算によれば、最も低い県であっても時間単価で 990 円を上回らなければ单身でも生活できないことから、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきであると主張した。

さらに、2021 年度後半以降の物価上昇が働く者の生活に大きな打撃を与えていること、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇がとりわけ最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していること、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策効果により足元の表面上の消費者物価指数の数値が押し下げられていることから、この政策が終了する 10 月以降も見通して議論しなければならないということをも主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきであること、人材不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、むしろ人材確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務であることを主張した。なお、就業調整

問題については、労働組合としても税・社会保険の正しい知識の周知などを進めており、最低賃金を上げていっても就業調整が起こらないようにしていくことが重要だと主張した。

加えて、地域間格差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響が懸念される。雇用指標の状況なども鑑みれば、とりわけB・Cランクにおける引上げ、格差是正が実現するよう意識すべきであると主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間格差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

### 3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く状況について、足元の物価動向は高い数値であるものの、国内企業物価指数は消費者物価指数より高い水準であることや、業況判断DIは上昇しているものの、マイナス圏で推移するほか、先行きについては悪化を見込んでいる業種が多くなっていること、また、小規模事業者の景況感は大規模事業者と比べて回復が遅れていることを主張した。

加えて、ゼロゼロ融資の本格的な返済も始まったことなどを受けて、上半期の倒産も全業種にわたり増加し、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にあるとの認識を示した。

また、今年の春季労使交渉では、中小企業を含め多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しているものの、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた中小企業が一定程度存在していることを考慮すべきであると訴えた。

加えて、最低賃金の大幅な引上げとなれば、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもある地方の中小企業を中心に、経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねた廃業・倒産が増加するとの懸念があると述べた。

また、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることで、特に年末の繁忙期等において人手不足に拍車がかかっているだけでなく、近年の最低賃金額の大幅な引上げが、労働者の実質的な所得向上につながっていない事例も生じていると指摘した。

さらに、地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要であると主張した。

今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解しており、加えて、今年度は、目安のランク区分が4から3に変更されて初めての目安審議であり、地域間格差の是正の観点も踏まえた検討が求められていることも認識していると述べた。

また、中小企業の「賃金支払能力」を高め、足元の賃上げの流れを「自発的かつ持続的な賃上げ」につなげていくことが重要であり、価格転嫁と生産性向上の取組みを粘り強く推進していくことが不可欠であると主張した。

以上を踏まえ、今年度の目安審議においても、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの認識を示した。その上で、企業物価の動向、従業員への人件費の原資を含めたマークアップを確保するための価格転嫁の遅れなど、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続・存続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、全国の企業経営者に対して納得感のある目安を示す責務があることを強調するとともに、「10月1日発効」を前提とした審議スケジュールに必要以上にとらわれることなく、慎重の上にも慎重な議論を重ねていきたいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に留意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性に

については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 記

(以下、別紙1と同じ)





## 愛媛県最低賃金に関する意見提出者一覧

	意見提出者 氏 名	所属・役職名等	意見陳述 の希望	備 考
1	今井 正夫	愛媛地方労働組合連合会 議長	無	
2	山内 佑樹	愛媛地方労働組合連合会青年部 部長	無	
3	堀川 孝行	日本自治体労働組合総連合 愛媛県本部 書記次長	有	意見陳述する者は 書記次長
4	大黒 直美	コープえひめ労働組合 書記次長	有	意見陳述する者は 書記次長



2023年7月24日

愛媛地方最低賃金審議会  
会長 森本 明宏 殿



愛媛地方労働組合連合会（愛媛労連）  
議長 今井 正夫

## 愛媛県の最低賃金の抜本的引き上げと全国一律最賃制度実現を求める意見書

愛媛労連は、愛媛地方最低賃金審議会に対して、物価高騰の下で、広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のために、愛媛県の最低賃金の抜本的引き上げと全国一律最低賃金制度の実現に向けた格差是正を行うように求めます。

### 1. 愛媛県の最低賃金の引き上げで低賃金の改善をして下さい

2023年5月の消費者物価指数は、前年同期比3.2%の上昇となっており、生鮮食品を除く「食料」が同9.2%上昇で、1975年10月以来、47年7ヶ月ぶりの上昇になっています。

そして、「ひとり親世帯の(子ども)貧困率」(子どものいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯)は2021年日本は44.5%と他の先進国と比べて高いままです。愛媛の最低賃金853円では、フルタイム(1日8時間・週40時間・年間52週)で働いても、年収で約177万にしかならず、ワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円をはるかに下回っています。「ひとり親」の方は、非正規労働者も多く、また、「ダブルワーク」「トリプルワーク」をせざるを得ない状況にあります。

現在の愛媛県の853円から、今年度1,000円以上に引き上げることを求めます。

### 2. 地域間格差をなくし、全国一律最低賃金制度を政府に求めてください。

愛媛の最低賃金と全国最高額の最賃との差は、2006年最高719円に対して愛媛県616円で103円の差から、2022年は最高1072円に対して愛媛県853円で219円の差と2倍以上に格差が広がっています。愛媛県をはじめとする最低賃金の低い地域は、経済的格差となり、少子化や人口流失、人手不足、さらに教育格差にまでつながり、地域衰退の深刻な原因となっています。

基本方針2023などが示している政府方針は、「今年は全国加重平均1000円の達成を含め、しっかり議論を行う。また、地域間格差は、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」としています。全国最低の愛媛県の最低賃金を地域間格差の是正に踏み出し、全国一律に近づけていくべきです。

全労連では、全国27都道府県で4万8千人を超える人たちの協力に取り組んできた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費調査」によると、全国どこでも25才単身で、月額24万円(税込み)・時間額1,500円以上(月150時間換算)必要との結果が示されており、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でも同額であることは明らかです。

愛媛地方最低賃金審議会として、全国一律最低賃金制度の確立へ政府に意見を出すように求めます。

### 3. 中小企業へ最低賃金引き上げを円滑に実施するための支援を政府に求めてください。

最低賃金の引き上げには、日本の中小企業の99.7%が中小零細企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いている現状で、中小企業が大幅に賃金を引上げる体力を持ち合わせてない中で、引き上げのための支援策と財政措置が求められています。



現在の業務改善助成金による賃金引き上げの対策は、2022年度愛媛県内で96件と県内中小企業数と対象労働者数から見ればごく一部でしか利用されておらず、総合的な対策が必要です。

中小企業への支援は、①中小企業予算の増額、②中小企業への直接支援(最賃引き上げの原資になる助成金、社会保険料の減免・軽減措置)、③公正な取引の実現、④地域における有効需要の創設などが求められます。

【表1 最低賃金と人口の増減】(総務省統計より全労連作成)

2021年 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図  
最低賃金が高い都市部に人口が流出



北海道 青森県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長門県 熊本県 大分県 鹿児島県 沖縄県

※ 総務省統計局：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(2021年1月1日現在)より、全労連作成

【表2 最低生計費調査結果】

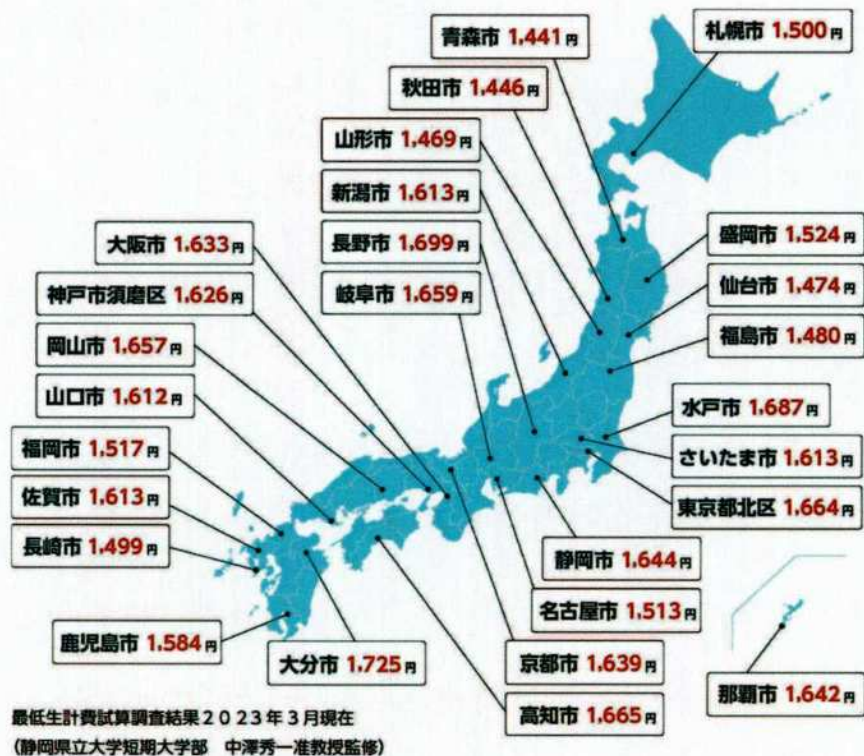
都道府県名	青森県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県	福島県	茨城県		東京都		長野県	
自治体名	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市	水戸市		北区		長野市	
性別	男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
最賃ランク	D	D	D	D	C	D	B		A		B	
消費支出	179,222	182,825	186,217	181,425	189,708	189,513	179,910	178,147	179,804	176,824	189,113	184,772
食費	46,583	47,235	47,242	46,605	47,226	47,442	41,967	32,985	44,361	35,838	41,323	32,926
住居費	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000	36,458	36,458	37,292	37,292	40,625	40,625
水道・光熱	10,406	10,687	11,614	10,878	11,068	10,903	7,346	7,356	6,955	6,780	7,298	7,114
家具・家事用品	4,066	3,841	3,932	4,321	4,150	3,893	3,265	3,222	2,540	2,703	4,342	4,937
被服・履物	6,885	6,901	7,144	6,131	7,709	6,506	8,440	6,719	6,806	5,302	7,822	7,406
保健医療	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617	1,002	2,866	1,009	2,885	1,026	2,934
交通・通信	36,150	36,114	36,057	36,022	36,105	36,234	29,990	32,481	12,075	12,075	29,359	31,799
教養・娯楽	19,299	20,286	19,988	19,089	19,312	19,796	28,334	28,630	25,577	25,613	26,393	26,393
その他	20,138	20,072	20,105	21,696	20,257	20,123	22,708	27,430	23,189	28,316	25,225	30,638
非消費支出	52,112	52,555	52,686	53,041	57,998	53,531	55,177	55,177	51,938	51,938	53,399	53,399
予備費	17,900	18,200	18,600	18,100	18,300	18,300	17,900	17,900	17,700	17,900	18,300	18,400
最低生計費(月額・税等抜)	197,422	201,025	205,317	199,525	202,008	201,813	197,810	195,947	197,704	194,424	201,413	203,172
最低生計費(月額・税等込)	249,534	253,580	258,003	252,566	260,006	255,344	252,987	251,124	249,642	246,362	254,812	256,571
年額(税込)	2,994,408	3,042,960	3,096,036	3,030,792	3,120,072	3,064,128	3,035,344	3,013,488	2,995,704	2,956,344	3,057,744	3,078,852
月150時間換算	1,664	1,691	1,720	1,684	1,733	1,702	1,687	1,674	1,664	1,642	1,699	1,710



都道府県名	岐阜県		大阪府		兵庫県		岡山県		高知県		大分県		沖縄県	
自治体名	岐阜市		大阪市		神戸市		岡山市		高知市		大分市		那覇市	
性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
最賃ランク	C		A		B		C		D		D		D	
消費支出	176,737	177,686	173,694	170,983	173,940	169,919	180,404	186,105	183,688	184,283	187,077	191,848	179,639	182,093
食費	44,872	37,440	43,727	33,097	44,204	33,866	40,333	33,990	45,423	37,034	42,733	33,738	41,266	33,200
住居費	38,000	38,000	48,000	48,000	44,000	44,000	35,417	35,417	33,000	33,000	39,000	39,000	36,658	36,488
水道・光熱	7,874	8,690	3,091	6,609	7,301	6,843	7,273	11,491	8,710	10,360	7,860	7,877	8,744	10,424
家具・家事用品	3,038	3,109	3,780	3,499	3,972	4,477	4,032	4,297	3,247	3,707	4,258	3,394	3,028	3,881
被服・履物	7,748	8,732	8,754	8,249	3,894	4,308	4,373	7,701	6,638	8,228	4,478	8,896	9,021	3,389
保健医療	1,501	4,391	4,107	6,313	2,104	2,163	1,094	2,382	1,506	800	2,248	3,374	1,142	3,443
交通・通信	34,990	32,963	13,469	12,467	17,702	14,431	33,384	33,384	37,447	33,923	36,302	36,142	33,794	33,794
教養・娯楽	20,390	20,680	21,553	21,404	29,312	29,338	24,654	23,347	26,070	21,831	26,833	26,638	25,620	25,277
その他	18,301	26,241	21,011	24,821	19,847	24,275	26,842	31,928	21,827	31,347	23,873	28,348	23,348	32,209
非消費支出	53,422	53,422	54,157	54,157	50,492	50,492	50,107	50,107	47,711	47,711	53,937	53,937	48,977	48,977
予備費	17,400	17,700	17,300	17,000	17,400	16,900	18,000	18,400	18,300	18,400	18,700	19,200	17,900	18,200
最低生計費(月額・税等込)	194,337	195,356	190,794	187,963	198,440	186,819	198,404	204,705	201,988	202,683	205,777	211,048	197,339	200,295
最低生計費(月額・税等込)	247,139	248,778	244,933	242,110	249,932	237,311	244,812	249,699	250,394	248,814	244,089	244,316	249,272	249,272
年額(税込)	2,373,208	2,385,336	2,299,432	2,265,320	2,387,284	2,247,732	2,382,332	2,457,744	2,424,888	2,486,728	2,469,266	2,532,520	2,368,072	2,402,544
月150時間換算	1,982	1,989	1,833	1,814	1,958	1,882	1,987	2,049	1,699	1,668	1,649	1,728	1,761	1,642

(注1) 25歳単身・賃貸ワンルームマンション・アパート(25㎡)に居住という条件で試算。  
(注2) その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費(1ヶ月6,000円)を含む。  
(注3) 非消費支出=所得税+住民税+社会保険料。

【表3 最低生計費調査結果の日本地図への金額表記】





愛媛地方最低賃金審議会  
会長 森本 明宏 様



2023年7月27日

松山市三番町 8-10-2  
愛媛地方労働組合連合会青年部  
部長 山内 佑樹

### 愛媛県最低賃金改正にあたっての意見書

私たち愛媛地方労働組合連合会青年部（略称：愛媛労連青年部）は、愛媛県内で働く青年労働者の権利を守り、労働条件改善のために日々活動しています。最低賃金の引き上げはすべての労働者の賃上げにつながることで、とりわけ低賃金で働く青年層の要求としてとられ、意見を反映されるよう求めます。

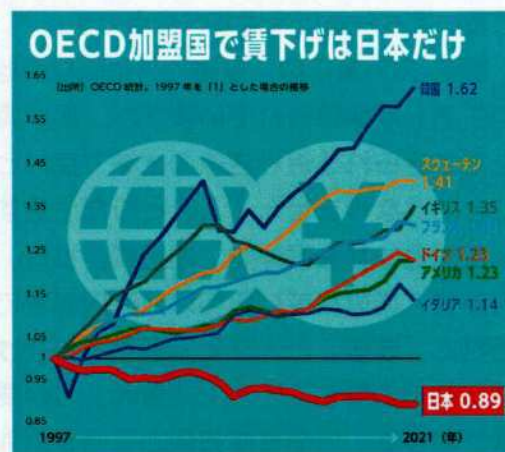
#### （１） コロナ禍と物価高騰によって困窮する青年労働者

この間、コロナ禍で影響を受けた労働者は多いですが、特にアルバイトやパートなど、最低賃金に近い時給で働く非正規労働者には、仕事の休業をはじめとする大きな影響がありました。また 2022 年 12 月の消費者物価指数は前年同月より 4.0%上昇し、41 年ぶりの高水準となりました。ただし、41 年前の賃上げ水準は物価上昇分を上回っていましたが、2022 年に最低賃金は 3.3%増にとどまり、物価上昇分にも届きませんでした。直近でも 6 月の全国消費者物価指数は 105.0（2020 年＝100）と前年同月比 3.3%上昇、22 カ月連続の上昇で、生鮮食品除く食料の価格も 9.2%上昇となっています。

全国最下位となっている愛媛県の最低賃金では、蓄えをつくることは困難で、ひとたび災害や今回のようなコロナ禍において、生活そのものが困難な状況に陥ることが浮き彫りとなり、最低賃金を含めた処遇を改善していくことが必要な状況となっています。

#### （２） 上がらない賃金・初任給と青年にはびこる非正規労働「とにかく賃金が低い」

日本は他の OECD 主要国と比較して、最低賃金がかつとも低い国になってしまいました。実質賃金も 1997 年を 1 とした場合に日本だけが下がり続けているのが現状です。一方で、今年の春闘の結果では連合調査で平均賃上げ率 3.69%、経団連で大企業の賃上げ率が 3.91% となり、いずれも 30 年ぶりの高さで報道されています。しかし、3%程度の引き上げは、（１）にあるように、実質的「引き上げ」にはつながっていません。









活するためのお金を手に入れる方法がなく、労働者の多くが賃金に依存し生活していることから、賃金には生存権を保障する水準が保障されるべきで、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではないと考えます。

憲法・労働基準法・最低賃金法等に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」を充たす水準が不可欠とする法の理念をいかし、人間としての尊厳を損なわない金額とすべきです。

全労連は 25 都道府県組織以上で「最低生計費調査」を実施しており、結果を見ると、全国各地での最低生計費には大差なく、時間額で 1,500 円前後、月収で 22~24 万円（税込額）は必要ということも明らかとなっています。四国では高知が 2022 年に結果を発表し、時給 1665 円との結果が出ています。最低賃金は全国一律であるべきとの科学的な根拠となっています。



最低賃金を決めるための要素が生計費のほかに、使用者の支払い能力が含まれるのは日本特有であり、この要素は、支払い能力のない中小零細企業に国の支援が受けられることを当たり前にしていけばいいのです。労働者だけに低賃金を押し付けていること自体を変えるべきと考えます。

#### (4) 若者の自立と少子化対策に必要な金額が最低生計費調査と一致する

労働運動総合研究所が、2018~2019 年に労働組合員およびその周辺の非組合員や非正規雇用労働者を対象に実施した「若者の仕事と暮らしに関するアンケート」(有効回答数: 1,515 件、年齢: 20 歳未満 1.8%、20 歳代 56.8%、30 歳代 33.4%、40 歳以上 6.5%) によれば、年収が独立や家族形成に影響を及ぼしていることが確認できます。30 歳代までの回答者を本人の年収と世帯類型とのクロスで分析したのが表で、「親と同居」する若者世代は本人の年収 200~300 万円が最頻値で年収 300 万円未満であると親からの独立が促進されません。一方「一人暮らし」する若者世代は、年収 300~400 万円が最頻値で、年収 300 万円が、親と同居するか一人暮らしをするかのボーダーとなっています。

### 本人の年収と世帯類型

「若者の仕事と暮らしに関するアンケート」  
(労働総研2018~2019年 n=1515件)

	200万円未満	200~300万円	300~400万円	400~500万円	500~600万円	600~700万円	700万円以上
配偶者と子	6.70%	6.40%	22.10%	<u>27.50%</u>	20.10%	6.70%	7.40%
一人暮らし	4.30%	17.10%	<u>34.60%</u>	26.40%	14.40%	2.50%	0.70%
親と同居	14.90%	<u>37.30%</u>	29.30%	13.10%	4.50%	0.00%	0.90%



2022年の出生数は、統計を取り始めて以来で初の80万人割れし、政府は少子化対策を打ち出していますが、少子化の原因そのものにはコミットできていないと考えます。

カップルが希望する子ども数を持たないのは、経済的な理由からであることは各種調査から明らかですが、真に少子化の原因となっているのは、「家族を形成する意欲の低下」です。青年の賃金水準では、目の前の自分の生活だけで精いっぱい、将来の家族形成など非現実的なのです。少子化問題の解決には、青年層の賃金水準を家族形成が現実的となる水準まで引き上げる必要があります。子育て世代の生計費は30代夫婦で子ども2人世帯の場合に、年間約550～600万円とされ、最低賃金額が時間給1,500円であれば、年労働時間1800時間想定とすると年収で約270万円、共働きならば270万円×2人＝540万円と、出生率上昇にもつながります。このことの裏付けとして、表に戻れば、世帯類型別で「配偶者と子」は、本人年収が300万円を超えたところから割合が増え始め、「400～500万円」でピークとなっています。ここでは本人の年収のみで分析されていますが、これに配偶者の年収が加味されれば、世帯年収500～600万円がリアルな子育てに必要な金額になっていることが確認できます。

これらの年収は先述の最低生計費調査の試算額とほぼ一致しています。普通の暮らしが営めるほどの賃金水準であれば、若者の自立は自然に促され、家族形成も現実者もなっています。なお最低賃金1,500円は、経済波及効果も大きいことが試算されており、そうした意味でも、将来設計のための現実的な金額と言えます。

### 最低賃金 全国一律1500円の経済波及効果

経済波及効果・全国と47都道府県別の試算結果（推計）

	全国	愛媛
1 時給1500円未満の雇用者数	2,823万人（雇用者の49.8%）	24万6千人
2 必要な資金原資	16.1兆円	1,693億円
3 賃上げ平均額（一人あたり）	月平均4万1400円の賃上げ	月平均4万9800円の賃上げ
4 新たな雇用創出	106.6万人	1万2700人
5 粗付加価値額（≒GDP）	10.5兆円増でGDPが1.9%上昇	1,382億円増
6 税金（国・地方）	2兆円以上増加	268億円以上増加

※「最低賃金が全国一律で1500円になったら生活はどう変化し、経済はどう変わるか」第2部「最低賃金1500円への引き上げは日本経済再生の大きな一歩（木地孝之）2023.3 一般社団法人労働運動総合研究所より労働総研のホームページに詳細資料⇒ [http://www.yuiyuidori.net/soken/osirase/2023/data/230207\\_01.pdf](http://www.yuiyuidori.net/soken/osirase/2023/data/230207_01.pdf)

### （5）最低賃金の格差是正を

年々、地方と都市部の最低賃金の格差は縮まるどころか拡大し、この15年で2倍の広がりとなっています。現行の愛媛の最低賃金853円と東京都の1,072円を比較すると219円の差があり、月額で3万円以上の開きを生じさせています。都市部との賃金格差は県内から労働力流失を招き、地域の購買力を弱め、地方景気の悪化をもたらします。また、都市だけでなく、同じ四国で今年から同ランクの香川の最賃は878円で、愛媛との差は25円もの差があります。ここ5年間の最





低賃金の平均引き上げ額は、2018年26円、19年27円、20年1円、21年28円、22年31円と「昨年は過去最高額」でしたが、労働者の生活実態に対し、縷々述べてきたように、低い改定額となっています。

「最低生計費調査結果」をみても、生活に必要な金額は全国で大きく変わらず、このような賃金格差は不合理であり、同一労働・同一賃金の観点からも到底納得できません。都市部に人口が流失し続けると、地方の自治体サービスの悪化や自治体が消滅する可能性までも危惧され、人口減少による地域崩壊の一端に地域別最低賃金が加担していると言わざるを得ません。

中央最低賃金審議会の目安そのものが、地域別最低賃金を地域独自の観点から審議されることを妨げています。今回A~Cとランクを1つ縮小しましたが、それでも格差は縮まりません。格差容認を続ける最低賃金のランク制度をやめるべきです。

今年度の愛媛県最低賃金額を決定するにあたり、物価高騰などに対して、すべての国民の生活改善を進めるために、最低賃金の引き上げと中小企業の支援を。つましいながらも「健康」で「文化的な」生活を送るために必要なものはいかほどか、改めて支払い能力ではなく、「生活の質」や「人間として生きる水準」を最優先に考慮いただき、適正な金額を決定していただくことを強く要望します。

以上

最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2022年6月現在

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション(25㎡)に居住という条件で試算																						
都道府県名	新潟県		長野県		静岡県		愛知県		東京都		大阪府		兵庫県		岡山県		広島県		山口県		高知県	
自治体名	新潟市		長野市		静岡市		名古屋市		京都市		大阪市		神戸市		岡山市		広島市		山口市		高知市	
調査ランク/性別	C		B		B/男性		B/女性		A/男性		A/女性		A		B/男性		B/女性		A/男性		A/女性	
消費支出	177,018	183,113	181,897	180,960	163,083	163,213	172,231	178,390	175,640	173,494	170,952	175,940	169,919	180,404	152,021	174,873	175,795	183,688	184,283	183,688	184,283	
食費	39,597	41,323	40,253	34,240	38,457	31,711	38,457	44,441	35,347	43,727	35,097	44,206	35,866	40,333	35,768	36,886	29,181	45,423	37,054	38,000	33,000	
住居費	38,000	40,825	38,000	38,000	45,000	45,000	32,000	41,667	41,667	48,000	48,000	46,000	46,000	35,417	37,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	
水道・光熱	11,064	7,298	7,559	6,594	7,510	5,551	7,510	7,419	8,434	5,091	8,509	7,301	6,841	7,273	8,958	7,245	11,446	8,710	10,360	8,710	10,360	
家具・家事用品	3,765	4,342	3,983	4,124	3,480	3,600	3,799	3,836	3,922	3,780	3,693	3,972	4,477	4,032	3,677	4,168	4,125	3,247	3,707	3,247	3,707	
被服・雑物	6,951	7,522	7,521	4,296	8,428	8,406	8,272	5,921	4,247	8,756	8,249	5,594	4,308	6,575	7,170	6,654	6,852	6,536	8,223	6,536	8,223	
保健医療	4,188	1,026	3,255	4,516	2,186	5,016	2,186	1,137	2,733	4,107	6,513	2,106	2,163	1,094	6,372	1,091	2,345	1,506	868	1,506	868	
交通・通信	40,335	29,359	43,356	43,167	19,062	18,872	40,639	18,612	18,612	13,469	12,567	17,702	16,431	33,384	12,464	40,417	40,417	37,467	33,923	37,467	33,923	
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教養・娯楽	14,970	26,393	18,408	22,034	17,745	17,754	17,521	27,510	27,531	25,553	25,604	29,512	29,558	25,454	26,856	25,749	24,891	26,070	25,781	26,070	25,781	
その他	18,148	25,225	19,682	23,989	21,217	26,250	21,847	27,847	33,147	21,011	34,820	19,547	24,275	26,842	13,756	19,663	24,538	21,627	31,367	21,627	31,367	
非消費支出	47,287	53,399	46,662	46,662	47,562	47,562	47,829	49,595	49,595	54,157	54,157	50,492	50,492	50,107	43,338	49,467	49,467	47,711	47,711	49,467	47,711	
非消費費比率	19.54%	20.96%	18.92%	19.00%	20.96%	20.96%	20.16%	20.18%	20.43%	22.11%	22.37%	20.70%	21.28%	20.16%	20.78%	18.19%	20.38%	19.11%	19.06%	20.38%	19.11%	19.06%
予備費	17,700	18,300	18,100	18,000	16,300	16,300	17,200	17,800	17,500	17,300	17,000	17,500	16,900	18,000	15,132	17,400	17,500	18,300	18,400	17,400	18,300	
最低生計費(月額)	税込	194,718	201,413	199,997	198,960	179,383	179,513	188,431	196,190	193,140	190,794	187,962	193,440	186,819	198,404	167,153	192,273	193,295	201,988	202,683	193,295	201,988
	税引	242,006	254,812	246,959	245,822	226,945	227,075	237,250	245,785	242,735	244,951	242,109	243,932	237,311	248,511	210,991	241,740	242,762	249,699	250,384	241,740	249,699
年額(税込)	2,904,060	3,067,744	2,959,908	2,947,464	2,723,340	2,724,900	2,847,120	2,949,420	2,912,820	2,939,412	2,905,308	2,927,184	2,847,732	2,982,132	2,531,892	2,900,880	2,913,144	2,996,388	3,004,728	2,913,144	2,996,388	
月155時間換算	1,613	1,899	1,644	1,637	1,513	1,514	1,582	1,639	1,618	1,633	1,614	1,626	1,582	1,657	1,407	1,612	1,618	1,665	1,669	1,612	1,665	
月155時間換算	1,561	1,644	1,591	1,585	1,464	1,465	1,531	1,586	1,566	1,580	1,562	1,574	1,531	1,603	1,361	1,560	1,566	1,611	1,615	1,560	1,611	
173.8時間換算	1,392	1,466	1,419	1,413	1,306	1,307	1,365	1,414	1,397	1,409	1,393	1,404	1,365	1,430	1,214	1,391	1,397	1,437	1,441	1,391	1,437	
2022年最賃額	859	877	913		955		937		992		928		862	899		857		820				
調査実施時期	2015年12月	2020年7月	2015年12月		2016年2月		2019年4月		2022年1月		2022年6月		2020年7月	2016年1月		2019年4月		2022年6月				



2023年7月27日

愛媛地方最低賃金審議会  
会長 森本 明宏 様



日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部  
書記次長 堀川 孝行  
愛媛県松山市三番町 8-10-2

### 愛媛県最低賃金の2023年度改定についての意見

#### 1. コロナの類型変更と終わりの見えない労働者への負担増、最低賃金引き上げへの期待

5月8日からコロナが5類に移行したが、それがコロナウイルスの弱毒化を示したわけではない。7月5日には日本医師会が「第9波に入ったと判断するのが妥当」との見解を示す一方、後藤経済再生担当相は7月7日にその見解を否定し、対策を取ろうとしていない。5類移行後、感染人数や死者数が発表されなくなり、警戒感がおろそかになることにより、パンデミック対策が取られないことは命の危機につながりかねない。

こうした状況の下、医療なども含めた公務労働者は、住民のいのちと暮らしを守るために、感染への警戒感が低くなるなかで、特に医療現場では従来の感染防止対策をとりながら、エッセンシャルワーカーとして引き続き奮闘している。一方、これまでの多忙や精神的負担からの反動で心身を病んでしまうケースも散見され、コロナ禍での対面コミュニケーションの制限から、職場内での孤立や意思疎通の不調など、ケアが必要な職員も多く、コロナ後には労働者もケアしていく必要に見舞われている。

エッセンシャルワーカーの非正規労働の率は高く、私たちの生活は以前から最賃近傍で働く非正規労働者によって支えられている。社会生活の基礎を担う労働の対価が、現在の最低賃金の設定額では低すぎると言わざるをえない。

物価高騰が国民生活を直撃し、2022年度の平均の消費者物価指数は生鮮食品を除いて、前年度より3.0%上昇、1981年度以来41年ぶりの水準となった。最低賃金引き上げへの期待は、経済界からも寄せられている。人々と産業を支え、日本経済の持続的発展と国民の健康を守るために、最低賃金を引き上げることが必要と考える。

#### 2. 最低賃金の役割、生計費の観点重視を

最低賃金は、憲法25条にある「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」ために、法律で「それ以下では人を働かせても、働いてもいけない」と定めた賃金額である。最低賃金法には9条3項に「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」とされ、労働基準法の第1条では「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めている。

それらをふまえ、愛媛県の現在の最低賃金は853円であり、上記を満たすに十分な金額と果たして言えるだろうか。平均的な労働時間である150時間（愛媛県の総実労働時間は昨年140.1時間〔令和4年毎月勤労統計調査地方調査結果〕）で考えると、月127,950円（昨年比4,800円増）となり、手取りはさらに減る。最低賃金では人間らしい暮らしができないほど低額であり、生きることで精一杯である。生活を維持するために必要な費用＝生計費の観点が必要であり、愛媛県の適正な最低賃金を検討すべきである。

#### 3. 非正規労働者（自治体では会計年度任用職員など）の生活保障を

2020年度から、地方自治体では「会計年度任用職員制度」が施行された。このフルタ



イム会計年度任用職員の給与の目安について、総務省は「基本給与は、類似する職務の正規職員の初号俸を基礎とし、職務経験等の要素を考慮して決定する」としており、要するに一般職事務職であれば、基本給を行政職（一）の初任給 1 級 1 号 150,100 円に位置づけ、上限を上級試験の初任給の 1 級 25 号 185,200 円とし、それ以上上げなくても良いと定めている。

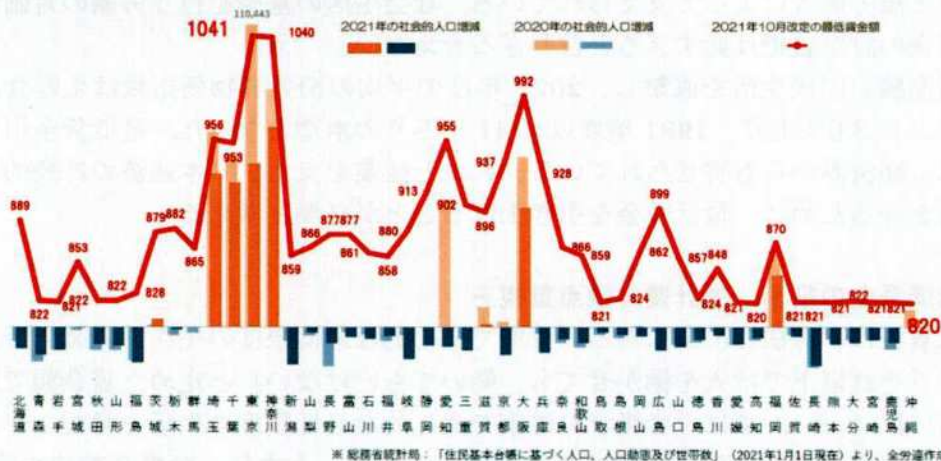
すでに自治体職員の 4 割は非正規職員となっており、職場になくてはならない重要な役割を担っている。自治労連が全国で行った「会計年度任用職員対象のアンケート」でも、消費生活相談員や女性相談員、図書館司書、児童クラブ指導員、保育士など、専門的な仕事や正規職員とほぼ同じ仕事をしている職員が 4 割以上という結果が出ている。うち勤続年数 5 年以上の方が 58% を占めるも、年収 200 万円未満が 59%、主たる生計者が自分とする方の約半数が、年収 200 万円未満。自治体の 38.2% が毎年公募、29.9% が 3 年で公募としており、制度がスタートして 3 年目の今年 3 月末には、雇い止めされる職員が続出し、模範となるべき地方自治体がワーキングプアの労働者を生み出し、雇用不安と劣悪な労働条件を押しつけている。

こうした状況のなかでも最低賃金は、家計補助的な働き方をする人たちだけの問題では既に無い。非正規労働者の処遇改善へ、流れを変えていくためにも最低賃金引き上げが必要である。

#### 4. 地域の維持・発展へ、地域間格差の是正に全国一律制を

いま地域間格差が人口流出を助長し、地方・地域をやせ細らせている。最低賃金額と人口流出には強い相関関係がある（図）。

2021年 地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図  
最低賃金が高い都市部に人口が流出



この地域間格差の問題で言えば、公務員には地域手当が支給されている。「主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給」される手当で、3~20%支給されている。この制度によっても格差が格差を広げている現状があり、隣接自治体で最大で 20% も給与が違うことになれば採用に支障をきたすことが指摘されている。

最低賃金制度のランク制度も同様に格差を拡大する制度であり、今回 4 ランクを 3 ランクにしたことは中間層を増やすとのことで、制度による格差を縮める点では評価できるが、引き続き地域間格差を広げる制度自体をやめなければこの格差はなくなることはない。格差をなくす一つの方法は全国一律の制度とすることである。

またランク制と中央目安に依拠せず、愛媛県内での最低賃金の妥当額を審議会として検討する下地を作っておくべきと考える。

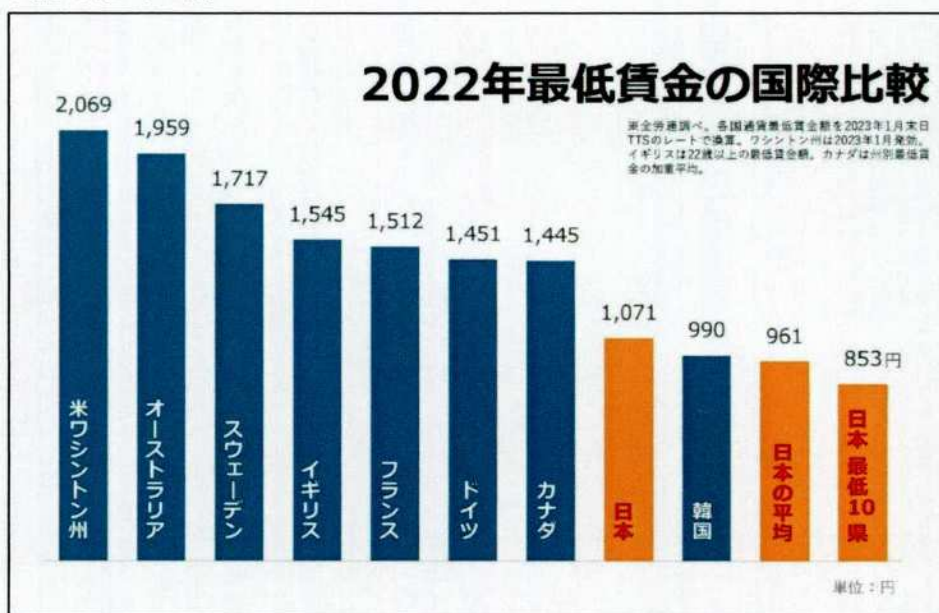


## 5. コロナ禍からの地域経済回復、物価高だからこそ最低賃金の引き上げを

際限ない物価高の一方で賃金は上がらない状況にある日本において、最低賃金の引き上げには期待が高まっている。同一労働同一賃金の実現、賃金の底上げで、すべての労働者が仕事に見合った賃金になれば、地方でも食べていけるので、人口流出を止め、地域経済が活性化する（消費・供給の両面でもプラス）。

諸外国ではコロナ禍であっても最低賃金を引き上げてきた。最低賃金の抑制は、経済に対する負の効果しかない。昨年の最低賃金改定分は物価上昇分に追いつかず、実質的引き上げにつながっていない。日本は国内消費力が落ち、成長しない国になってしまっている。最低賃金制度は、全ての労働者の賃金引き上げに有効な施策で

あり、賃金底上げ機能も有している。そのため社会を変える可能性を持つ賃金となりつつある。最低賃金引き上げには中小企業支援が必須であることも付言し、下記に要点を述べる。



### 記

1. 労働者の負担増を解消するため、8時間働けば普通に暮らせる最低賃金額への大幅な引き上げ、早期に時給1000円の実現、1500円への到達を求める。
2. 愛媛県の現在の最低賃金額が、憲法、各法律、生計費などを実現する手取り実額であるか、審議会として検証されたい。また愛媛県の最低賃金の額が中央目安にとどまらず、いくらが適当かについても審議会で議論を行っていただきたい。
3. 人口流出に歯止めをかけ、地域を維持・発展させるという観点から「全国一律制度」実現を要望すること。また地域間格差を拡大する「目安ランク制度」の廃止・是正を審議会として意見することを求める。
4. 審議会として、最低賃金上方改定で必要と考えられる、社会保障費の補助など中小・零細企業支援策、最低賃金制度そのものの改善、国・中央審議会への意見など、愛媛県最低賃金審議会として必要な意見表明をしかるべきところに行うことを求める。

以上



愛媛地方最低賃金審議会  
会長 森本 明宏様



2023年7月27日

コープえひめ労働組合  
書記次長 大黒 直美

## 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

### わたしたちの要望

- ① 愛媛県の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ、1,500円以上の早期実現をめざすこと。
- ② 全国一律制度の制定を求め、国・中央最低賃金審議会に意見書を提出する事。
- ③ 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業が使いやすい特別補助策に関する意見書を国・中央最低賃金審議会に提出すること。
- ④ 愛媛地方最低賃金審議会の運営にあたり以下の改善を行うこと。
  - ・ 専門部会を完全公開すること
  - ・ 異議審議会への異議申し出の意見陳述を実施すること
  - ・ 審議会員の任命基準を明らかにすること
  - ・ 審議会のオンライン配信をおこなうこと

### 要望事由

#### 1. 愛媛県の最低賃金は1,000円以上とし、1,500円への引き上げを目指すこと

今や非正規労働者は全労働者の約4割といわれています。コープえひめの職場でも正規の仕事が非正規に置き換えられ、正規は全職員の約3割に過ぎません。非正規労働者が事業にとって欠かせない存在にもかかわらず、地方最賃に張り付いた低賃金で働いています。たとえば、生協のパート初任時給は860円で月160時間（1日7時間×23日）働いたとして年間1,651,200円となり、年収200万円に届かないワーキングプア状態で、人間らしい暮らしができないことは明らかです。

私も、ひとり親として子供を2人育ててきました。一番生活が苦しかった頃は、昼は生協で配達をし、夕方から夜中までコンビニで働いてきました。昼の仕事では家賃や生活費に支出するとほとんど残らず、平日4時間、土日は11～12時間働きました。子供たち2人だけで留守番をさせていたので、まだ小学校3年だった娘は毎日店に電話を掛けてきました。電話に出ても娘は何も言わず泣いているだけでした。「さみしい」とか「早く帰ってきて」といえないのです。帰れないことを知っているから。泣くだけしかなかったのです。「あと5分したら帰るからね」という嘘を何度もつきました。泣いているからといって帰ると生活ができないからです。そのあとも何度切っても電話は鳴り続けていました。こうしたつらい思いがくり返されないように訴え続けていますが、上部団体の生協労連が全国のなかまから集めた生活実感アンケートや聞き取りを元に作成した「パート労働黒書No.10」では、暮らしていくだけで精一杯、貯金は出来ない、子供の進学をあきらめさ



せて辛かったなどの厳しい実態がまだ続いているということが明らかになっています。また日本の年金制度では、現役時代の収入に応じた支給額になるため、収入の低い人は、年金額も低くなってしまいます。非正規労働者は、今の暮らしでは貯金をする余裕もなく、将来の年金への不安も抱えています。

40年振りといわれる物価高騰で、電気代やガソリン代・食料品が軒並み値上がりをして、これまでに経験したことのないほど私たちの暮らしを直撃しています。また日本のひとり親世帯の多くが母子家庭で、その母親の多くが非正規労働者です。そのことにより、母子家庭の暮らしも物価高騰で窮地に立たされていると言えるでしょう。憲法25条で保障する健康で文化的な生活を保障するためにも、最低賃金の大幅な引き上げを実現し、最賃近傍で働く労働者の収入を増やし、消費を促し暮らしの改善を進めることが求められています。

## 2. 全国一律制度の制定と中小企業支援をすすめるよう国に働きかけること

私たちの上部団体である、全国労働組合総連合（全労連）は全国で最低賃金生計費試算調査に取り組んでいます。その調査から、全国どこで暮らしても生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳独身単身者が自立した暮らしをするためには、時給1,500円以上月額23~24万円は必要だという調査結果を出しています。調査結果での多くの意見は、決して贅沢な暮らしではなく、ささやかな暮らしを実現するための時給です。私たちが求めるのは、節約と我慢を強いる貧困の暮らしではありません。健康で文化的な暮らしです。

暮らす場所により賃金が違うことにより、地方から都市部への人口流出が止まらず、地域経済の衰退に歯止めがかかっていません。最低賃金を全国一律1,500円にして、どこでも8時間働けば普通に暮らせる賃金にすることは、時給・非正規労働者の仕事と暮らしの問題だけではなく、地域の問題としても待ったなしの課題と考えます。大企業の内部留保への適正な課税などによって財源を確保し、中小企業や個人商店への支援を進める事を、国に働きかけていただくよう要請します。

以上。

# パート労働黒書 No.10

**最低賃金は全国一律  
1,500円以上に！**



**人間らしく働き、暮らすために**

正規と非正規の格差解消、均等待遇を前進させよう！

**雇用の原則は「均等待遇」と「無期雇用」**

2023年1月 全国生協労働組合連合会



## 働く人々をめぐる実態

### 1. はじめに

生協労連は、毎年「パート労働黒書」を発行し、非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態をあきらかにしています。低すぎる賃金の実態、正規職員との賃金格差、生活できない賃金のためにダブルワークや、トリプルワークをしなければならないなど、多くの課題も浮き彫りにしてきました。また、この間の物価上昇などで、これまで以上に生活が厳しい状況にあることもわかりました。生協労連がおこなった「2023年春闘準備のための生活実感アンケート」でもひきつづき「非正規」のみの収入で生活している世帯の割合が高くなっています。この1年間の生活実感は、昨年との比較で「かなり苦しい」「やや苦しい」の回答が増えています。「切り詰めている費目」は「食費」で、生協に勤めていても、安売りの店舗で食料品を購入するなどの声もあります。今回の「パート労働黒書」No.10では、「光熱費や食費の高騰で生活がきびしい」「今の年金額では将来暮らしていけない」「もし働くことができなくなったらとても不安」など、生協で働く人々をめぐる実態は、賃金の低さだけではなく、物価高騰の影響を受けてこれまで以上に過酷な状況になっています。

### 2. 働く人々をめぐる全般的な状況

現在、非正規労働者は2,075万人を超え、非正規率は36.7%（総務省「労働力調査」）となりました。金融広報中央委員会があらわした金融資産非保有世帯（貯蓄ゼロ世帯）の割合は、およそ26%、4世帯に1世帯は貯蓄がない状態となっており、貯蓄がある世帯でも100万円未満となっています。年収200万円以下で働く労働者も、16年連続で1千万人にのぼり、最低賃金の全国一律1,500円は喫緊の課題になっています。世界ではコロナ禍や物価高騰による国民生活の支援として、最低賃金の引き上げがおこなわれています。主要国では、イギリスは9.5ポンド（約1,600円）、アメリカのロサンゼルスでは16.04ドル（約2,200円）に引き上げています。また、フランスでは物価上昇にともなう最低賃金の再引き上げをおこない、10.85ユーロ（約1,600円）となりました。未だ1,500円にもほど遠い日本の最低賃金と、日本政府の引き上げに消極的な姿勢と政策は、世界の流れに逆行しています。

### 3. 「パート労働黒書No.10」から見えてきたもの

以下は「パート労働黒書No.10」の概略です。生協や、その関連会社などで働く人からの聞き取りや手記は一部のものですが、これまで以上に多くの課題が見えてきました。正規と非正規間の格差と、貧困がますます拡大している中で、私たちは誰もが人間として自分らしく生き、働き、暮らせる社会にするために声を上げていく必要があります。

- ① 現在の物価高騰に給料が追いつかない状況にあること。
- ② 自分の生活だけでなく、父母の生活費用を出さなければいけない実態があること。
- ③ 人が一人で暮らせる年金額ではないため、老後に不安があること。
- ④ 一人暮らしがしたくても、とてもできない状況にあること。
- ⑤ 光熱費の値上がりや、物価高でダブルワークをしても生活に追いつかないこと。



# 1. 聞き取り編

## 1. 男性 60 代

属性	男性 60 代
家族構成	自分・妻・子ども の 3 人家族
働き方の実態	再雇用契約 月額 19 万 3 千円 高年齢雇用継続給付金あり 一時金は無い。
暮らしの実態	再雇用で働いている。国からの補助が無ければ生活ができない。 子どもは働いて自分のことは賄っているが、食費などはまだかかっている。 今年に入り光熱費や食費などが高騰し、生活は厳しくなっている。 高齢の親がいて、一時期援助していたが再雇用になり、援助できなくなった。
困っていること	県の最低賃金が低いので、月例賃金があがらない。今年これでも 1 万 5 千円あがったが、まだ生活は苦しい。
希望・要求	早く全国一律の賃金制度の確立をのぞむ。地方はいつまでも取り残されている。再雇用も 65 才まで、後 2 年。働かないと生活できない。今でも苦しいのに、今より給料が下がると、不安しかない。

## 2. 男性 30 代

属性	男性 30 代
家族構成	姉と姉の子ども 甥 3 人 (高 3、高 2、中 3) 母子家庭の姉の子どもの面倒を見ている 姉は現在子育てができない状態である
働き方の実態	職種は配送パート 入協当初は 3 日出勤の 3 コース配送 (週 12 時間契約)

	現在週3日出勤、5コース配送（1コース4時間）、週20時間契約
暮らしの実態	学生3人を抱え、子どもの面倒を見るのにパートタイムで仕事を探していた。 以前はホテルのパート清掃員だったが、給料が安かった。 食費や家賃等で生活が苦しいため配送パートに。 お金の工面ができず色々模索の結果、里親制度を活用することができ、手当もあり、やっと人並みの生活ができるようになった。
困っていること	入協当初は8コースの配送（4時間×4日）ぐらい働けると思っていた。 3コースからおいおい働く時間を増やそうと思っていた。それで、生協で働くことを決意した。しかし、配送はきついので自分の体力では、子育てと仕事の両立を考えると、配送本数（労働時間）を増やすのは苦しい。
希望・要求	

### 3. 女性 60代

属性	女性 60代
家族構成	子どもとの2人暮らし
働き方の実態	5H×5日、再雇用契約のパートとして働いている。
暮らしの実態	親子2人で働いても、生活が厳しい。
困っていること	とにかく、お金がありません。 働けど働けど暮らしが良くなることがない。
希望・要求	税金の負担を減らしてほしいし、社会保障を国で担ってほしい。常に家計への負担が重く肩にのしかかる。



#### 4. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	7 人家族 夫の両親も同居、本人、夫=会社員 57 歳、子ども=25 歳男（勤め）、23 歳男（勤め）、21 歳女（学生）
働き方の実態	週 5 日地域担当として、配達業務 1 日 7 時間 ほかに牛井チェーン店で週 4~5 日 19:30~23:00 勤務
暮らしの実態	夫は 57 歳で会社員だが、以前の借金返済があり、収入はほとんどそちらに使われている。子ども 2 人も働いており、家賃程度は家計に入れていく。ただ他は、自分の収入で賄っており、一番下の子どもの学費や生活費、車の保険や生命保険などなど、支払っている。子どもの下宿代も出せないで、家から通学しているが、通学、被服費、おこづかいなどもかかる。自分が生活費を大半払っているため、ダブルワークしていても、自分のものは我慢せざるを得ない状態がある。
困っていること	貯金もできない状態。今は社会保険に入っている、入っている期間は短いので、年金は低いことが予想される。体がきついなど言われていられない。将来には不安しかない。配達先で一人暮らしや夫婦 2 人暮らしの人が「大して注文できなくてごめんね」という人も多く目にしている。年をとってもお金がないと暮らしていけない。身につまされる。
希望・要望	就学前の小さい子どもさんに対する手当も必要だと思うが、一番お金が掛かるのは中学校以降の教育費。専門学校などには支援がない。そういった年代や収入の少ない高齢者にも、国の予算を回して欲しい。将来も働いてきたのに低年金で暮らせられないような社会は困る。予算配分を考えて欲しい。

#### 5. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	配偶者・息子
働き方の実態	週 5 日 5 時間×5 25 時間契約
暮らしの実態	72 歳の夫もシルバー人材に登録してアルバイトをしている。年金も減らされているので余裕はない。

困っていること	老後の生活の不安がある。
希望・要求	将来の不安を無くすために少しでも貯蓄を増やしたい・時給がもっと上がること。

#### 6. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	本人のみ
働き方の実態	1 日 6 時間 × 5 日勤務
暮らしの実態	1 人暮らし。電気代など節約しながらの生活
困っていること	1 人暮らしのため、病気になった時、不安。
希望・要求	貯蓄のため、もっと時給を上げて欲しいです。(老後)

#### 7. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	母・娘の 3 人
働き方の実態	職場限定職員（正規と同じ契約時間）、月給 日配と精肉部門を担当
暮らしの実態	朝 7 時～夜 20 時まで仕事 週休 2 日 勤務日は自分の時間が持てないので、休日は外出で気分転換してリフレッシュしています。
困っていること	人手不足の影響で有給休暇などがなかなか取りづらいです。



希望・要求	自分も定時職員も人手不足が原因で残業が多くなっているの で、体制を何とかしてほしいです。 店舗内で部門移動などをして回せる状況にしてほしいです。
-------	--

### 8. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	夫は 14 年前に死別。現在 1 人暮らし
働き方の実態	事務パート、シフト勤務だが、社保加入。
暮らしの実態	事務の時給は県の最低賃金より 10 円ほど高いだけ。これで週 に 28 時間働いても実質は 10 万円ほどの収入。病気で亡くな った夫の遺族年金があるが、13 万円ほど。合わせても年収 300 万円いくかどうかの金額でしかない。 夫が亡くなったのは私が 50 歳になったころです。以前は扶養 に範囲で働いていたので、会社勤めの子どもの扶養に入ろう と思ったが、遺族年金があつて入れなかった。生協で社保に加 入させてもらえて良かった。これで国民年金や国民健康保険 を払っていたら、結構負担だった。 結局自分も年金支払っていたが、夫の年金額のほうが高いか ら 65 歳になっても年金額は増えない。反対のなぜか減った。 定年が 70 歳なので、それまでは働かせてもらいたい。その先 はまだ考えていない。
困っていること	社会保障制度が不十分だと思う。社保に加入できなければ、自 己負担は多い。働いている今は何とか年金と給料で暮らせる が、年金だけになったら、どうなるのか？子どもたちには子ど もたちの生活があるし、今更一緒には暮らせないと思う。 人間が一人で暮らせる、年金額が欲しい。貯蓄のある人は、結 局もらう年金額も高いでしょう。高級取りだった人は貯金も できるし、年金も高い。そんな人ばかりではない。
希望・要求	人間一人が暮らせる年金額が欲しい。今の年金制度や、社会保 障制度を変えないとだめでしょう。

### 9. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	
働き方の実態	月・水・金 5時間 火・木 8時間 週 5日勤務

暮らしの実態	生活でいっぱい입니다。
困っていること	服を買ったり、旅行に行ったりできない。 貯金もしたい。
希望・要求	給料を上げて欲しい。 もう少し長い時間、働きたい。 WワークOKにして欲しい。 給料が上がれば、働く時間が短くなって、同じ収入がもらえると嬉しい。時間も心も余裕がもてそう。

#### 10. 男性 20代

属性	男性 20代
家族構成	6人家族 父：51歳（会社員）、母：50歳（会社員）、 妹：25歳（パート）、弟：21歳（大学生）、10歳（小学生）
働き方の実態	1日7.25時間、週5日勤務。宅配の供給（配達）をしている。 月給制パート。基本給148,360円、役割給21,800円、諸手当48,000円 総支給額220,000円、手取り170,000円
暮らしの実態	実家暮らしで、生活費を月20,000円ほど、家に入れている。 車の維持費や通信費、生命保険料等を除けば自由に使えるお金は月50,000円ぐらいです。大学生の弟は奨学金を借りていますが生活にあまり余裕がありません。
困っていること	一人暮らしをしたいが、家賃や水道光熱費を支払って、生活をしていくにはとても厳しいので実現できない。また、将来のことを考えて貯金もしたいがもちろん無理。掛け持ちで仕事をするには体力的に厳しい。
希望・要求	パート労働者でもせめて手取りが200,000円を超えてくれば、贅沢な暮らしはできなくとも一人暮らしができると思う。



### 11. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	20代の息子と2人暮らし
働き方の実態	週4日 29時間 時給 1,410円～1,560円
暮らしの実態	時給は高いですが、週に29時間しか働くことができないので、生活するのがやっとの収入しかありません。ずっとダブルワークしてきても貯金できませんでした。子どもたちも成人し、体力的にもキツくなってきたのでダブルワークは今はしていません。なので生活は今も苦しいです。
困っていること	貯蓄がないのでこれから先の不安しかありません。 家電が壊れてもすぐには買えない。 孫に色々買ってあげたいけど買えない。 何でもかんでも値上げで本当に生活するのが大変。 死ぬまで働き続けなければと思う・・・。
希望・要求	正規と一緒に仕事をしているのに差があり過ぎ！！ 同じパートでも一時金ある部署とない部署あるのがおかしい！ 正規（若者）も非正規も安心して暮らせるように。

### 12. 女性 40代

属性	女性 40代
家族構成	夫 正規 妻 非正規
働き方の実態	夫は介護の職員でとても賃金が安いです。 正直、賃金が安いのでダブルワークしています。
暮らしの実態	私の賃金と合わせてやっと人並みになります。 どちらかが働けなくなると生活は立ち行かなくなると思います。 これから子どもが大きくなるとお金もかかってきます。 そんな時に働けなくなったらと思うととても不安です。 どちらの収入の必要です。



困っていること	これから先がとても心配です。病気もできません。
希望・要求	普通に暮らせる賃金を。 ベースアップしてください。

### 13. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	夫 (60代、非正規)
働き方の実態	1日6時間×5日 勤務 時給 1,118円
暮らしの実態	今年8月から娘が独立して、夫と2人暮らし。 食費や光熱費など、無駄を省き節約中。→節約した分、娘に差し入れしている。
困っていること	物価や電気代、ガス代の上昇に賃金が追いついていけない。 一時金も昨年より少なく、老後に向けての貯金ができない。 2人とも実家が九州なのでなかなか帰省できない。
希望・要求	非正規でも社会保険料を支払っても生活できる賃金を！ 早急に最低賃金、全国一律 1,500円以上を要求します。

### 14. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	55歳の夫 この春から就職した長男と来春就職(内定)する次男
働き方の実態	働き始めて12年目、グロサリー部門で1日3.5時間×5日契約。 入職当時はドライ部門で10年働き、一旦退職したが2～3年経過後、同じ事業所で採用される。 長男が幼稚園の頃から自分の親に子どもの世話を応援してもらいながら、他企業で働いた経験はあるが、子どもが体調を崩



	<p>したことをきっかけに退職し、自宅から徒歩3分の今の店舗で働くことにした。子どもたちは年子のため、集中的にお金がかかる時期が続くので、パートの収入はほぼ教育費に使った。高校・大学の時期が1番支出は多かった。長男は本人の強い希望で大学を中退し、専門学校へと進路変更したので、入学金など余計にかかったが、結果的に自分の希望通りの就職ができて安心している。</p> <p>就労制限しているが、7月ころから範囲を超えないよう勤務日数を調整しなければならない。グロサリー部門には同様のパート労組員が複数働いている。</p> <p>雇用契約通りに勤務したとしても、制限範囲ギリギリの年収。中途半端に働いて、税金や社会保険料を払いたくない（また、夫の勤務先からの配偶者手当が支給されなくなることは1番困る）が、グロサリーという新しい部門を習得する負担や長時間勤務は体力的に自信がないので、長時間契約は望まない。</p> <p>稼働時間の管理が厳しく、理論上ギリギリのシフトが組まれているが、作業表を見れば、その日の作業量と体制では完結できないであろうと予測できるので、こちらから上司に残業指示を仰ぐ場合がある。</p>
暮らしの実態	<p>夫と息子3人は食欲旺盛であり、我が家は他の家庭に比べて食費は大きいと思う。一定量の食材をまとめ買いしている。夫はほぼ毎日定時退勤して19時には帰宅、長男もその直後に帰宅するので、アルバイトのない日は次男も含めて夕食と一緒に摂ることができ、コミュニケーションが図れている。これからは教育費がかからないので、今が1番安定して時期かもしれない。</p> <p>食費の次にかかるのは住宅ローン、価格高騰による水道・光熱費・・・。</p> <p>貯えは十分というには程遠い。</p>
困っていること	<p>店舗がこの先どうなるのかが非常に心配。事業方針が変わり、店舗の事業所閉鎖が続いている。赤字額の大きさではなく、総合的に判断して閉店が議決されるため、いつ自分の店舗が対象となるかわからず不安の中で勤務している。入職当時に比べて来店者数は確実に減っており、危機感は否めない。</p>
希望・要求	<p>ベアや最低賃金の引き上げがあっても、収入制限の範囲で働きたいので、年収は変わらない。制限の枠を広げてほしい。</p> <p>年金保険料払っている現役世代の私たちが、受給者となった時に果たしていくらもらえるのかとても心配。毎年年金の支給額は下がっていくので、それで生活するのはどうも無理。</p>



	<p>自分の子どもたちの世代はなおのこと、年金に期待しないし、保険料も払おうとしない、払えないだろう。</p> <p>元気ならば少しでも長く働いて、老後のための貯えに回したいが、今の制度では必ず働けるという保証はない。せめて70歳までは本人が希望すれば全員が働けるようにしてほしい。</p>
--	---

### 15. 女性60代

属性	女性60代
家族構成	68歳の夫と2人ぐらし
働き方の実態	<p>入職したのは約20年前。当時の事務所のパート職員に誘われて、いずれ管理職パートになることを前提に、小型店で一般パートとして働き始める。2人の娘の教育費に充てるために、少しでも収入が欲しかったので、長時間働ける管理職パートを希望した。まもなく管理職パートに登用され、小型店のパート店長制が導入されてからは、3店舗でそれぞれ3年間店長を務めてきた。</p> <p>2017年から、パート職員の定年年齢が60歳から65歳に延長されたが、自分は60歳になったら店長職はおおりて、一般パートとして働く決めていた。61歳から現在の中型店の総菜部門で、1日4時間の週4日勤務をしている。</p>
暮らしの実態	<p>夫は55歳の時にリストラによって失職した。当時世間ではリストラする企業はあったが、自分の夫が当事者となるとは想像もしなかった。夫婦ともに非常にショックを受けた。夫は1年かけて就職活動をおこなった結果、学校の用務員（アルバイト）の仕事をしており、会社員時代と違って勤務時間は安定している。ちょうどそのころ、多くの企業が非正規化を進めており、自分が勤務するコープでも小型店のパート店長制が導入された。当時は生活の維持に必死であったために気づかなかったが、今になって振り返ると、世の中の情勢変化が、まさしく我が家で起きていたと思う。</p> <p>夫は企業年金と国民年金の一部を受けながら勤務しているので、現在は夫の年金と夫婦のアルバイト・パートの賃金が収入となっている。娘2人は結婚して、長女は高校の臨任教員、次女は双子を出産したので、復職は断念してパート勤務をしている。娘に対する結婚や持ち家購入時の援助など親としての大きな役割は果たしたと考えているので、今は老後に向けた貯えをしたいが、思い通りにはならない。</p> <p>夫に疾病が見つかり、医療費負担が多くなっているが、体調を第1に考えて来年度で退職を考えている。</p>



	自分の母親は 85 歳を過ぎたので、通院の付き添いや手術の立ち合いなどに時間を使うことも増えてきたが、店長を担っている時期であったら、きっと今のように親の世話をすることは困難だったと思う。時期的にちょうど良いタイミングで一般パートに身分変更できてよかった。
困っていること	
希望・要求	<p>女性が働きにくい環境である。夫婦の両働きを希望しても、女性は出産や子育てのためにいったん退職を余儀なく決断することは多く、再度働く場合は短時間のパートを選択せざるを得ない。</p> <p>長女は教員資格を持っていたが、一般企業でしか働いた経験がなく、出産後に初めてその資格をいかして臨任教員として半年契約の勤務を始めたが、教育現場でも非正規労働者は増えているようだ。保護者からは担任教員が正規かそうでないかはわからない。同じ職務を遂行しているのに、賃金や労働条件に違いがあるのだろう。</p> <p>子育てしながら自分のスキルをいかして、一定の収入を得られる働き方を企業には考えてほしい。</p> <p>社会に出て働き始める場合は、基本的にすべて正規雇用で採用し、年齢とともに一定の昇給が保障されて、結婚や出産に伴う教育費や住宅費が計画的に捻出できる社会にしてほしい。自分が結婚した当時は、夫は定年まで働き、毎年の昇給が予定できて、生活の目途が建てられた。今は健康保険や年金など社会保障制度が改悪されてあてにならない。</p> <p>賃金の大幅引き上げにそう期待できなくとも、もう一方で生活を支える社会保障制度が充実していれば安心できる。</p>

#### 16. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	夫 (70 代 個人事業)
働き方の実態	1 日 6 時間×3 日勤務
暮らしの実態	娘も息子も東京。夫と 2 人暮らし。 食費、光熱費もできるだけ節約心がけています。



困っていること	もう少し働きたい。 社会保険に入りたい。
希望・要求	もう少し働くこと。(活動中)

### 17. 女性 60代

属性	女性 60代
家族構成	ひとり暮らし（夫とは離婚、子どもは自立し別居）
働き方の実態	8時間/週5日 時給 900円（年収約 200万円）  休みの日はコンビニでアルバイト
暮らしの実態	夫と一緒に暮らしている頃からのローンを抱えていて一人になり返済が大変。運転免許は持っているが、車の維持費が大変なので節約のため、車は持たずに自転車で生活している。雨、雪の日の出勤が大変。日々の生活と老後に備えて、休日にはダブルワークをしている。そのため、ほとんど休みがない。
困っていること	持ち家がないので、アパート代が負担。年々上がっている。光熱費、物価高の影響も大きい。税金、年金など出ていく物が増え、結局手取りが減っている。大病をした後、定期的な通院が必要で薬代も負担になっている。
希望・要求	やはり時給アップ。夕方、日祭日手当が前はあったが、人事制度の変更で今はなくなった。日祭日、夕方働ける人が少ないため、いつも夕方になる傾向があるが、たまに朝の勤務もありで時間が不規則で体調が整わない時がある。評価によって時給が決まるが、基準、内容が不透明。1人で自立した生活ができるような時給を希望する。65歳定年だが、人手不足で本人の希望と職場の状況が合えば70歳までアルバイトで働ける。老後の不安もあるため70歳まで働きたいと思っている。

### 18. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	同じ年の夫と21歳の長男（フリーター）と同居。
働き方の実態	2020年より、週4日の1日3時間・総菜部門で勤務。 それまでは仕事として韓国語を教えていたが、コロナ感染防止



	<p>のため集まって教えることができなくなった。長男が自分が今働いている店でアルバイト採用を問い合わせたが勤務時間帯の条件が合わず、まったくの偶然から自分がパートとして採用された。就労制限の範囲で働いているが、1日4時間勤務を希望したいが、3時間の勤務が自分の体力や家事との関係でちょうどよく、市のボランティアとして、韓国語を教えている。日本に移り住んだのは今から23年前、大学生の頃、東京に暮らす従妹を訪ねてたびたび日本には来ていたが、その際に知り合ったのが現在の夫である。兄と弟の間の一人娘として大事にされてきた両親（特に母親）は結婚に大反対した。</p> <p>総菜部門全般の作業を行っているが、就業規則や福利厚生、労働組合がある今の店はとても働きやすい。</p>
暮らしの実態	<p>年金保険料を韓国で払ってきたが、それは現在（日本で払っている）の保険料に合算できないと保険事務所で聞いた。保険の払込期間が短いので、将来の年金には期待できないため、給与の約半分は「つみたて君」でためている。</p> <p>夫はアルミニウムを扱う中小企業に勤務している。これまでは中国から派遣労働を活用していたが、コロナの感染により、外国人労働者が雇えなくなり、その分の仕事が残業となって帰宅時間が遅くなっている。今年に入って給与が3万円アップしたが、税金や社会保険料が天引きされて、実質の賃上げは約7,000円。また、自家用車で通勤しており、ガソリン代以外は自己負担となっている。</p>
困っていること	<p>日本は韓国に比べて社会保障は充実しているが、保険料負担が重い。</p> <p>年金保険料を払わない若い人が増えていると聞くが、年金支給額は年々引き下げられており、いくら払っても自分が実際に受け取る年金がいくらになるのか不明確な状況では当然であると思う。だれもが受け取ることができる「最低年金」を保障してほしい。年金は年12回の支給であるのに、一時金からも保険料が天引きされることには納得できない。韓国では一時金からは年金保険料を徴収された記憶はない。「年金の受給年齢を引き上げて、死ぬまで働き、なるべく年金を受け取らないで死んでくれ」と言われているような制度だと思う。介護保険料負担も大きい。</p>
希望・要求	<p>韓国は日本以上に貧富の格差は大きく、表面にそれが表れやすい。その典型が子どもの教育であり、良い（名門）小学校から始まって大学を卒業することが、その後の一生を決めてしまうほど、学歴による貧富がはっきりと線引きされている。韓国で</p>



	<p>はどこの家庭でも子どもを持つ親たちは、幼いころから子どもにはとにかく「勉強すること」を叩き込む。学校の勉強だけでは足りない部分は、学習塾に通わせるのは日本と変わらず、子どもの教育費は相当な負担となっている。日本では高校までを義務教育として、だれもが負担なく学べるようにしてほしい。韓国ではソウル市内に暮らしていたが、今の生活とそうは変わらない。住居や食費などもほぼ同じくらいだが、日本の賃金は安すぎる、「年収 300 万円があたりまえ」では、共働きは必須であり、年金も当てにできない以上、元気なうちはずっと働きたいし、そうしないことには老後が心配。労働組合があることによりベースアップや一時金アップはたとえ少額であっても嬉しいが、就労制限するものとしては、最低賃金が 1,500 円になれば、今より少ない労働時間で同じ年収を稼げるので喜ばしいと思う一方で、年収は上がらない。最賃アップと同時に社会保険料負担や就労制限の見直しをする必要があると思う。</p>
--	---

#### 19. 男性 40 代

属性	男性 40 代
家族構成	70 代の父母と 3 人暮らし
働き方の実態	週 5 日、1 日 5～6 時間（契約は 5 時間）の勤務センターの倉庫作業のパートで、時給は 1,100 円 時間帯は 14：30～20：00
暮らしの実態	現状はまだ、通常的生活を維持できている。 とは言え、自分の給料から、父母の生活に関する費用その他を出す機会が大幅に増えた。生活が逼迫する事への懸念は高まっている。家の経年劣化も進んでおり、それにかかる費用も心配の種となっている。
困っていること	単刀直入に、時給の低さを感じる。全体的な物価の上昇に給料の上昇が全く追いついていない。まさか、スタグフレーションを現実を経験しようとは夢にも思っていなかった。 父が耄碌しはじめている。言動、行動が怪しく、今後に不安が募る。介護を受けられるほどではなく、中途半端におかしな行動を繰り返すので手を焼いている。



希望・要求	<p>時給の上昇。</p> <p>正規と非正規の待遇差の改善（＝同一労働同一賃金の徹底）。識者の見解では最低でも4%の引き上げが必要と出ているので、約50円の賃上げが必要。ベースアップは無理でも、待遇差の改善は賃金差の改善でもあるので、其処は力を入れて欲しい。</p>
-------	--

## 20. 男性10代

属性	男性10代
家族構成	<p>兄・弟・おじ(40代)</p> <p>母(入院中)・祖父(入院中)</p> <p>兄弟とおじ3人の給料から生活費を出し合って生活している。</p>
働き方の実態	<p>特別支援学校を卒業して就職</p> <p>アルバイト職員（社会保険加入）</p> <p>勤務時間 9時30分～16時30分 たまに残業あり</p> <p>兄 センター配送に同乗</p> <p>弟 センターの事務作業</p> <p>時間給 915円</p> <p>自転車通勤 自宅から20分位</p>
暮らしの実態	<p>兄弟：兄弟とおじの3人で生活している。生活にかかる光熱費や食費などは、3人で出し合っている。</p> <p>兄弟：自分の給料から、こづかいと少しの貯金(定期預金)をしている。</p> <p>食事は、休日は3人揃って食事をしているが、平日は、各自自分の食事は自分で作って食べている。食材は土日にスーパーでまとめて買い、調理はあまり得意ではないが、食材をやりくりしながら作って食べている。</p> <p>兄：コンビニの商品には食品添加物が多く使われているので体には良くないと勉強したのでほとんど買いません。</p> <p>兄：昼食はセンター給食のお弁当(1食300円)を注文して食べているので、栄養は昼食で取っている。ご飯の量もその時々で大盛りにしてもらったりして食べている。とても助かっている。</p> <p>兄弟：仕事の時は制服があるので洋服には困りません。私服ももらいもので間に合わせているので被服代はかかりません。</p>



困っていること	<p>兄弟：コープで働き始めて1年8ヶ月。仕事にも慣れてきて、生活との両立もできています。</p> <p>兄弟：3人での生活の中で、もし病気やケガで働けなくなったらどうしよう。職場にも迷惑をかけてしまう。生活費も入れられないと思うことがあります。あまり考えないようにするために、仕事の事を考えたり、家では考えないよう寝るようにして、悩まないように切り替えています。</p> <p>兄弟：高校の時から入院している母と、一緒に生活をしていた祖父の入院があり、入院費用が足りなくなったときは3人で出し合っています。</p>
希望・要求	<p>兄弟：働き始めてから、時給は少しずつ上がりました。今は残業があるとお給料が増えるので助かりますが、もっと時給が上がるともっと助かります。</p> <p>兄：高校生の時からの夢は、きちんと働いて生活したいと思ってきました。夢がかない、安定した仕事をしてお金をもらう事ができていますが、アルバイトなので正規職員になれたらいいなと思います。</p> <p>兄：老後の事はまだ考えていませんが、生活実感アンケートの、あなたの家庭では月額あといくら必要ですか？では、月額あと6～7万円と答えました。もしもの時の生活費と老後の備えに回せるかと思います。</p> <p>政府に対する要求では、年金や介護など生活保障を強化して、安心して暮らせる社会になると、入院している母も年金でやりくりしている祖父も安心して療養できます。</p>

## 21. 女性60代

属性	女性60代
家族構成	60代の夫
働き方の実態	<p>2004年より、週5日の1日3.5時間で勤務。</p> <p>4年前まで夫の母親の介護をしており、店舗では管理代行（店舗の鍵開けと開店前の管理者不在時の代行業務）を担っていたため、勤務時間は固定されていた。介護がなくなってからは、自宅が近いこともあって、イレギュラーや有休取得などに対応するため、さまざまな時間帯で勤務している。時には2度出勤もある。</p> <p>130万制限で働くが、業務の都合にこたえて勤務すると毎年制</p>



	限の範囲ギリギリになって調整している。この 10 月の給与ですでに 110 万円を超えてしまって、あわてている。
暮らしの実態	夫は会社勤め⇒自営業⇒会社勤めと働き方を変えて来たので、自分は国民保険・第 3 号被保険者の期間があり、将来の年金支給額には期待できない。夫も会社勤めが長いわけではなく、賃金も多くはない。「定年以降も 70 歳までは働いてほしい」と常々言っている。
困っていること	現時点では生活に困ることはないが、老後への備えは心配。夫を介護する可能性はあるし、医療費や介護保険の負担も大きい。持ち家なので家賃はないが、さまざまな修繕に費用が掛かる。
希望・要求	年金があてにならないので、給与から「つみたて君」で預金している。元気なうちは少しでも収入を得たいので、この店舗が閉店しないように祈るばかり。せめて 70 歳までは働きたい。自分で社会保険料を負担してそれを自分にいかせるならば、パートにもそれは必要だと思うが、低い賃金の中からの保険料負担は大きい。目先の支出には拒否反応してしまう。賃金引き上げや最低賃金 1,500 円はもちろん賛成だが、就労制限するものにとっては、働く時間を短くできるメリットあっても、年収は上がらない。社会保険と賃金の両輪で生活は成り立っているのだから、その両方を充実させる必要がある。今の制度やしくみを理解して課題を解決していく中で、「最低賃金 1,500 円」とみんなが同じ方向をめざすことができると思う。

## 22. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	本人 娘（既婚・別居） 息子（中学生）
働き方の実態	店舗勤務 一日 4 h・月 80 h 契約（社会保障なし）週休 2 日 時給 1,010 円 一日一時間ほどの残業が常態化している。
暮らしの実態	いまは、パート収入と児童扶養手当、貯金の取崩しでやりくりしている。 息子が地域のクラブチームに入っていて、土、日曜日は練習や試合があるため、どちらかを休日にして応援に行く。休日がとれないときは、送った後に仕事に出ている。道具代や遠征の交



	<p>通費は自分持ちなので負担が大きい。</p> <p>また、娘の子ども（孫）を預かることもあり、孫はまだ小さく、目が離せないので、一日預かると疲れを感じる。</p>
困っていること	<p>息子の進学を考えると、今の収入をふやしたい。4時間契約を6時間に変更したいと相談したが、今の部門では無理と言われた。6時間働くなら部門を異動するか、掛け持ちするかの選択になるので悩んでいる。ダブルワークも考えて、情報誌などを見ている。子どものことができなくなることや、今から面接を受けて新しい職場で一から人間関係を築くことには躊躇するが、時間をのばせないなら、転職するしかないとまで考える。いつもギリギリの人数でやっているの、長い休みも取れないし、有休も使えず、身体がしんどいと感じる。</p>
希望・要求	<p>店長は現状、人を入れたり、増やすつもりがないらしい。</p> <p>（コロナなど）長期休みの人がでるなどで欠員になると、扶養範囲で働いている人はサービス残業をしてでも仕事をしている。そういった働き方をさせるのはどうなのか？</p> <p>できれば、慣れている今の部門で仕事を続けたい。</p> <p>時間とお金に余裕ができれば、東京に旅行に行きたい。</p>

### 23. 女性40代

属性	女性40代
家族構成	1人独立（本人・父親・姉妹）
働き方の実態	週5日
暮らしの実態	<p>コロナ禍になって目標や評価考課が変わり、時給が下がった。病気の父親の面倒は、ほぼ自分が見ている。病状がよくなることはなく、年相応にわがままになり、手がかかることが多い。将来的には施設に入れることを考えなくてはならないが、収入の面からは考えられないし、姉妹親戚とも話がしたいと思っているが、時間が取れない状況。</p>
困っていること	
希望・要求	<p>とにかく時給を上げてほしい。定時で帰れるような環境は今の自分には合っている。しかし時給を考えると、自分が生協に入った時はかなり時給が良かったのと、自分は評価が良かったの</p>

	で、時給は高い方だった。いまこんなに物価が上がっていて、だれもそんなことを考えていなかったと思うが、いまの賃金では生活はくるしい。でも求められることは多くなってきて、中身と賃金は合っていないと思う。
--	---

### 23. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	単身
働き方の実態	繁忙期と閑散期では忙しさが極端すぎる。
暮らしの実態	ゆとりがなく、老後が不安。病気にかかれない。
困っていること	店舗や備品の老朽化や不足。ちょっとした作業の人手の不足。
希望・要求	有給休暇で法が定める 5 日以外の時間給の使用を増やしてほしい。1.5km からの通勤手当。土曜日加給と正月三が日の加給。繁忙期ほど拘束時間が長くなり、労災になりがちなので、リフレッシュ休憩があれば良い。(5 分間ずつなど) 最低賃金の全国統一。

### 24. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	夫・子ども・本人
働き方の実態	忙しい
暮らしの実態	すべての値上げラッシュで生活がきつい。
困っていること	台車などの不足。次々と老朽化しているのに新品がこない。
希望・要求	病院に行くことなどを考え、時間給を取りたいが、時間給の考え方がよくわからない。 60 代前の時給にしてほしい。



## 25. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	単身
働き方の実態	繁忙期と閑散期では忙しさが極端すぎる。
暮らしの実態	ゆとりがなく、老後が不安。病気にかかれない。
困っていること	店舗や備品の老朽化や不足。ちょっとした作業の人手の不足。
希望・要求	有給休暇で法が定める 5 日以外の時間給の使用を増やしてほしい。1.5km からの通勤手当。土曜日加給と正月三が日の加給。繁忙期ほど拘束時間が長くなり、労災になりがちなので、リフレッシュ休憩があれば良い。(5 分間ずつなど) 最低賃金の全国統一。

## 26. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	5 人家族 子ども 3 人 (6 歳、13 歳、16 歳、収入なし)
働き方の実態	1 日 7 時間 (パート) + 1 時間 (アルバイト) 通常ダブルワーク (現在はコロナでトリプルワーク) パート 960 円、アルバイト 1,350 円、短期パート 935 円 年収 195 万円程度になる見込み
暮らしの実態	日中パートで 7 時間労働し、深夜時間帯に清掃のアルバイト 1 時間、コロナ禍でパート部分の残業がゼロになり、年間 20 万～30 万程度の減収となるため、やむを得ずトリプルワークをして補填。子どもの進学のためにお金がかかる見込みなので、少しでも貯蓄したいが、生活は苦しい。
困っていること	法律を順守してトリプルワークをしているが、なかなか条件の合うものを見つけるのが大変。まとまった睡眠時間の確保ができないときがある。
希望・要求	月収 20 万～25 万程度を目標に働いているが、非正規だと難しい。ゆとりを持って生活したい。非正規にもボーナスが欲しい。時給 1,000 円以上で働きたい。

### 27. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	自分と子ども 2人
働き方の実態	パート
暮らしの実態	何もかも値上げで、パートでは生活がきびしい。
困っていること	今の生活が厳しいので、老後の蓄えができないこと。
希望・要求	1,500円以上の賃上げ

### 28. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	父・母・夫・自分・子ども
働き方の実態	労働的には厳しいものがあるが、いまのところ特に不満はない。夏の暑さと冬の寒さが厳しい。
暮らしの実態	何もかも値上がりして、生活は困窮するばかりである。
困っていること	
希望・要求	最低賃金が上がって、給料がアップしたように見えるが、生協の時給は何年も上がっていないので、来年度は時給アップを願いたい。正月休みを60%支給で保障してもらいたい。自分の有休を使いたくない) 時給 1,500円を希望。

### 29. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	夫・本人・子ども 2人
働き方の実態	5時間契約だが4時間半勤務
暮らしの実態	一人暮らしの大学生を抱える我が家にとっては、相次ぐ値上げで家計が苦しい。



困っていること	家計を圧迫するので、病院に行くのに二の足を踏む。
希望・要求	コロナ前の勤務時間に戻ること。時給のアップ。1,000 円を希望。

### 30. 男性 60 代

属性	男性 60 代
家族構成	妻と 2 人
働き方の実態	妻と 2 人パートで働いて、ギリギリ。
暮らしの実態	2 人とも病院代が毎月かかるので、贅沢はできません。
困っていること	これから寒くなり、光熱費が高騰しているので、生活が苦しい。
希望・要求	最低賃金が統一になるとよい。時給 1,000 円を希望。

### 31. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	自分と大学生の子どもと 2 人
働き方の実態	1 日 6 時間契約だが、1 時間減らされて 5 時間の勤務。残業不可。店舗移動を命じられ、仕事内容も変更となり、その負担が身体にも影響を与え、腰のヘルニアが発症した。
暮らしの実態	夫も亡くなり、大学生の子どもは、県外の大学近くに住んでいるので、現在は一人暮らしとなり、全部自分でやらなければならないのと、生活を支えなくてはいけないので、いろいろなところに相談もしている。
困っていること	引っ越しをして 3 階に住むようになり、荷物の上げ下ろしが大変。将来的に生活をどうしていくのか、常に悩む。
希望・要求	コロナ前の状態には戻れないのか。 生活のために減時間分の金額を上乗せした時給にしてください。

### 32. 女性 60代

属性	女性 60代
家族構成	夫・自分・子ども
働き方の実態	パート
暮らしの実態	苦しい（やりくりが大変です）
困っていること	食品で調節するしかないのに、値上げが激しすぎる。
希望・要求	物価高に見合った昇給の額にしてほしい。+30円を希望。

### 33. 女性 60代

属性	女性 60代
家族構成	父・自分・子ども2人（長男は就職、娘は高校3年生）
働き方の実態	子どもの学校送迎ができる時間帯に仕事ができるので、一日がうまく流れるようにと思っています。
暮らしの実態	娘を来春から東京の大学に行かせるので、学費、生活費が大変になります。日頃すべてが値上げになっているので、厳しいです。
困っていること	姑が施設に入っているのですが、病院に付き添うこと。実母は高齢で遠方にいるので、思いどおりに支援できなくてとても心配です。
希望・要求	夫が健康保険に加入しているため、年収130万円以内で仕事がしたいです。

### 34. 女性 30代

属性	女性 30代
家族構成	祖母・母・兄・自分
働き方の実態	コロナで休む人が増えて、有休が消化できない。
暮らしの実態	相次ぐ値上がりで買うものをひかえるようになった。



困っていること	休みが取れない。
希望・要求	1,000 円に時給アップと人員増を希望。

### 35. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	夫・自分・子ども
働き方の実態	
暮らしの実態	何もかもが値上がりになり、普段買っていた食料品や嗜好品をおさえるようになった。
困っていること	収入よりも支出が多くなったこと。
希望・要求	もう少し時給を上げてほしい。900 円～950 円。

### 36. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	夫 (60 代)・自分・子ども 3 人 (同居 2 人)
働き方の実態	コロナ前は週 5 日の 4.5 時間 コロナの時短営業で週 5 日の 3.5 時間 現在は、週 5 日の 3.75 時間
暮らしの実態	週 5 日間の就労はできていますが、持病の治療費が高額なこと。他県に住んでいる高齢の両親の世話に週末に通い、物価の高騰、水道・光熱費の値上がり、収入は減っているのに、支出ばかりが増えていて、食費はもちろん、何を節約すればいいのか・・・。
困っていること	物価の高騰・光熱費の値上がり、ガソリンの高騰と、節約するところは、食費、衣服費はもちろん。持病の薬代が高額なので、新しい薬を提案されても価格でことわっている状態です。
希望・要求	週 5 日の 4 時間勤務を確保したい。交通費のガソリン代が全く見合っていないので、見直しをお願いしたい。時給は 1,000 円を希望します。

### 37. 男性 30代

属性	男性 30代
家族構成	両親・自分
働き方の実態	
暮らしの実態	ギリギリで生活できているが、物価が上がると生活できなくなる。
困っていること	給料が少ないこと。
希望・要求	時給を上げてほしい。1,000円以上にしてほしい。

### 38. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	夫・自分・子ども
働き方の実態	パートで週5日、4時間 コロナ前と契約は変わらず
暮らしの実態	食品の値上がりが大きく、家計に響いている。買わずに我慢することも多々あり。 セール品自体も価格が知らないうちに上がっている。
困っていること	職場内で、勤務時間がコロナ前と同じに戻った人と、戻っていない人がいるので、働きづらい。 休みを取りづらい（人員不足）
希望・要求	勤務時間を平等にしてほしい。 人員不足の解消。 時給は、まず1,000円。

### 39. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	夫・自分・子ども2人
働き方の実態	コロナ以降、人手が減り、休みを取るのが難しくなった。また、勤務時間（営業時間）も長くなり、調整するのが難しくなった。
暮らしの実態	物（食品）や燃料の値上げが著しく、余裕がない。



困っていること	実際に働きたい人がいるにもかかわらず、税金の壁などで休まないといけない人もおり、年末は特に人手が足りない。
希望・要求	休まなくてはいけない時には、気兼ねなく休めるくらいの人手がほしい。また、働きたい人はもっと働けるくらいの制度を設けてほしい。

#### 40. 女性 40代

属性	女性 40代
家族構成	自分・子ども中学3年生の2人家族
働き方の実態	店舗で7.5時間契約（社会保険加入）
暮らしの実態	親と同居のため、家賃などはいらない。
困っていること	両親は80歳以上と高齢のため、今は良いが今後、暮らしていけるか心配。 息子の養育費、私の老後と貯蓄がなくこれから先が不安。
希望・要求	教育、老後と安心して暮らしていきたい。

#### 41. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	夫・自分・子ども2人の4人家族
働き方の実態	現状、今年度までは所得制限があるため、後半の出勤調整が十分にできないこともあり、一時金の受け取りができない状況。
暮らしの実態	夫の転勤などの事情により、賃貸住居。来年度より家賃補助がなくなる。物価の高騰が家計を圧迫している。
困っていること	
希望・要求	適正な人員の補充と希望する休みの確保、契約時間が守られるような労働。 時給は、1,000円に。

#### 42. 女性 60代

属性	女性 60代
家族構成	配偶者とは死別
働き方の実態	店舗で7.5時間（社会保険加入）
暮らしの実態	年金と給与で市営住宅で生活
困っていること	今は給与があるので贅沢はできないが暮らしている。 年金だけの生活になると暮らせるか心配。貯蓄もそこまでないので今の年金額でこのままの物価上昇だと不安でならない。
希望・要求	老後を安心してくらしていきたい。



## II. 手記編

### パートの手記 A生協

#### 余生なく生きないと子どもに負担が

生協のパートで働き始めて13年目になります。子ども2人と夫の4人で暮らします。今は子どもが成人して2人とも働き始めたので、生活できほっとしています。しかし、夫が転職を繰り返したため、退職金をあてにできません。老後の生活が不安です。子どもが学生の間は学費で余裕がなく、収入が一定でなかったため貯金もほとんどできませんでした。

生協に勤めはじめる前からパチンコ屋の夜間清掃をしていたので、生協に勤めてからも5年間くらいはダブルワークを続けていました。安定しない収入に不安があったので、少しの足しでもと続けていました。「生協での時給が増えたらダブルワークをやめて大丈夫」なんて、考えもしませんでした。「自分たちの能力がないから、収入が足りないんだ、足りなければ、家事に影響ない時間に仕事する時間を増やして収入を増やすしかない」としか考えませんでした。

自分が子どもの時は年に一回、家族旅行に連れて行ってもらいましたが自分の子どもには成人するまでに何回も連れて行くことはできませんでした。費用の心配と両方の仕事で同じ日に休みを取ることが難しかったからです。子どもに家族旅行の思い出をあまり作れなかったことを後悔しています。

睡眠時間も不規則だったので疲れが溜まって不機嫌になっていました。下の子どもが「お母さん、大丈夫？」と声をかけてくれた時、不機嫌のあまり、「大丈夫じゃない！」と怒ってしまったことがありました。子どもは「悪いことをした」という顔をしました。気を使ってくれたやさしい思いを私は踏みにじってしまったのです。そのことを思い出すたびに 子どもにつらい思いをさせたこと、そこまでしてダブルワークしていたことを後悔し、しばらくしてパチンコ屋の清掃を辞めました。

考えないようにしていますが、老後の生活が心配です。身体が元気なうちとはとにかく働いてコロリと死なないと子どもに金銭的にも負担をかけることになりそうです。

時給があがったら、もっと貯金して子どもに迷惑がかからないようにしたいです。



## パートの手記 B生協

### 普通に働けば非正規でも自立できる社会に

私は60代女性、現在再雇用で働いています。同じく60代で、再雇用で働く夫との2人暮らしです。夫婦とも1年契約の契約社員です。収入は、夫婦の月給プラス夫の年金（国民年金＋厚生年金）、間もなく私の老齢厚生年金が支給されます。ですので、退職するまでは瞬間的に収入は増えますが、いずれは年金のみの収入になり、どちらかが亡くなればその後の年金額も大幅に減ります。つまりこの先は死ぬまで収入が減っていくだけなので、不安は大きいです。

老人2人の生活ですので食費など普段の生活費はそれほどかかりません。しかし築60年になる家の水回りのリフォームをせざるを得ず、近い将来、決して多くはない年金収入のみになっても、その中からリフォームローンの返済をしていくこととなります。また、ここ数年は毎年夫が病気で入院、手術を繰り返し、そのたびに高額な医療費を払っています。かかりつけ医から大学病院を紹介され、そこで先進的な治療を受けられることはありがたいですが、高額療養費制度を利用できなければ治療は受けられなかったと思います。また入院・手術となれば、それに付随する諸費用が様々かかります。年齢的にも今後こういうことは増えていくと思うので、そのための費用は必ず準備しておかなければなりません。

私は30年以上厚生年金を払い続けていますが、老齢厚生年金の支給金額は40万円程度です。パートで長年フルタイムで働いてきても、収入が低いため、現役時代も老後も、一生、自分の給与・年金で暮らせる収入を得ることはできません。それが今の現実です。普通に働けば、非正規でも自立して生活の不安なく生きていける社会にしてほしいと、今、実感しています。

## パートの手記 C生協

### 心に余裕の持てる人間らしい生活を

ダブルワークをしている私の友人は、奥さんと子ども3人の家族5人で生活をしています。昼間は民間企業で正規職員として働いています。月曜日から金曜日までは一日7時間（休憩を含めて8時間）、土曜日は5時間で週40時間働いています。もう一つの仕事は、月曜日から金曜日まで19時から23時までの4時間、週で20時間働いています。2つ合わせて毎週60時間働いていることとなります。更に昼間の仕事は、月に20時間から30時間の残業があります。



こういう働き方を始めたのは、奥さんが3人目の子どもを出産してから体調がすぐれなかったこともあり、子育ての大変さも考えて、それまでの奥さんの100万円超の年収を維持するために始めたとのこと。週40時間と20から30時間の残業、そして夜の仕事をしやると年収は600万円くらいで、住宅ローンや学費で一切ゆとりのない生活だと言っています。住宅ローンで年間約100万円、学費などで年間100万円、税金その他もろもろで100万円、可処分所得は300万円弱で5人の生活を維持しなくてはならないということです。上の子どもは大学生、2番目は高校生、3番目は今年4歳の幼児ですが、上の子どもが幸いにも公立の大学で自宅から通ってくれて奨学金も借りていますので、この年収でもなんとかやっています。もし私立にでも入り県外に行っていたら家計は成り立たなかっただろうと言っています。そういう点では、高校の授業料が無償化されたことは大変助かり、大学の学費もこんなに高くなければいいのと言っています。

また、もし夜の仕事の時給が、1,500円になれば週20時間でも年収で150万円は上回ることができ、現在よりも約40万円多い収入となります。もし最低賃金が1,500円になれば、当然昼間の民間企業の正規職員の賃金にも影響が及んでいきます。そうすると、週に60時間も働かなくても、労働基準法で定められた週40時間で年収はなんとか維持できるようになり、それこそ人間らしい生活が営めると思います。そういう生活を私は希望しますと彼は言っています。

私の職場では、そこで得られる収入だけで生計を成り立たせている方も半数近くおられます。彼女たちが、就業規則の上限時間、週37.5時間働くとしても、現在の時給925円では年収は180万円弱で、いわゆる働いても働いても貧困であるワーキングプアの状態です。もし時給が1,500円になれば年収は300万円弱となり、人並の生活が営めると思います。

私は、必死で働いているのにカツカツの生活しか営めない現状はおかしいと思います。彼は、自分がもし病気にでもなったらと思うとぞっとすると言っています。もう少し働く者の賃金を上げて、余裕のある生活が営めるようにしないと消費もできません。そして何といても心に余裕の持てる人間らしい生活が営めません。

時間給労働者の時給が上がれば、正規職員の賃金も必然的に上がります。最賃1,500円で人間らしい最低限の生活を保障してください。



## パートの手記 D生協

### 不安なく生活できる社会に

私は60代女性、1年前まではパートで働いていましたが定年を迎え、再雇用で働くようになりました。パートで働いていた時は月給制でしたが再雇用になると、時給制に替わります。収入は手取りで月約3万円位(残業代含)の減収です。私は週5日働いています。再雇用で働くことで同じ仕事をしていても時給が下がることに不満を感じます。

夫は60代後半で週3日仕事をしています。年金と合わせても以前の収入には足りません。

夫婦2人の生活です。食費や光熱費など切り詰めていますが、現在の物価高騰にはとても厳しいです。現在車を保有していますが、管理費やガソリン代も馬鹿にできません。年齢的にも免許証を返納することを考えたりもします。夫は持病があり、これから年を重ねていくうえで、健康面も気になります。医療費もかかるし、その他の費用も必要になると思うと準備も必要になります。少ない貯蓄を切り崩して生活することは考えられません。

私は、子育て中は夫の扶養(3号保険者)でした。パートで厚生年金をかけて働く期間が短く、パートの収入で保険料をかけていても、もらえる年金額は少ないです。今後、自分の給与や年金で暮らしていくことにとっても不安を持っています。元気なうちは働きたいと思えますし、働かなければ生活ができません。今後、不安なく生活ができる社会にしてほしいです。

## パートの手記 E生協

### 子どもの夢や希望をお金であきらめさせたくない

夫と4歳の娘と3人暮らしです。両親、義両親とも隣県に暮らしており、日々の育児を協力してもらえる距離ではありません。ただ幸い、現在は介護や金銭的な援助が必要な状態ではありません。娘は発達障害を抱えています。現在は一般の保育園に週4日、障害児向けの児童発達支援事業所に週1日通っています。

大学生協で13年、正規職員として勤務し、産休育休も取得しましたが、22年6月末で退職しました。その後は同じ大学生協で定時職員として勤務しています。

退職の理由は、娘の児童発達支援事業所の利用を始めるにあたり、どうしても



平日のお休みが必要になり、所定労働日数を勤務することが難しくなってしまったことと、育児と正規職員としての仕事の両立が、精神的にも体力的にもきつくなってしまうことです。退職して平日に週 1 日、娘とゆっくり過ごす時間をとることができるようになり、仕事そのものの負荷も軽くなったので、気持ちには少し余裕が生まれました。なので退職したことそのものは後悔していません。

現在の勤務は週 4 日、時給 1,040 円、契約時間 9 時半～18 時、年収は 120 万円程度です。

正規職員時は、時短勤務をしていたため 9 時半～16 時半の勤務でしたが、年収は 270 万円程度ありました。

収入を少しでも取り返すため、勤務日の拘束時間は極力長くしましたが、それでも半分以下になりました。

今年ようやく、自分の奨学金の返済を終えたのですが、入れ替わりのタイミングで収入が減ることになりました。3人で慎ましく生活するだけならなんとかありますが、貯蓄に回すまでの余裕はありません。幸い、結婚するまで祖母と同居していたので一定程度の貯金をすることができ、最低限の子どもの進学費用は取っておいてありますが、費用のかかる理系学部や、留学などを希望したとしても安心して送り出してあげられるか…というところまでの余裕はありません。これから出てくる娘の夢や目標を、お金で諦めさせたくはありません。

大学生協は、コロナ禍での経営ダメージが大きく、正規職員もパートも踏ん張っています。コロナ禍当初の閉店をした時期、勤務するパートを減らさざるを得ませんでした。その影響で大きく収入が減ったパートたちがおり、また、人手の足りない中で多くの作業を担ってきたのは、主に若い店長層です。過大な業務負荷に疲れて職場を離れる正規職員もいます。パートも正規も含め、人手不足の解消、無理なく働ける労働環境への改善を望みます。

## パートの手記 F生協

### 安心して迎えられる老後を

私は入協 6 年目、50 代後半のパート職員です。

入協時は夫の会社の配偶者手当があったので、103 万円の扶養枠内で働いていましたが、夫が 60 歳になり、手当がカットされたので、今年の 3 月から社会保険をつけて働いています。メインは店舗カウンターでの仕事ですが、他のパートさんとの投下時間数の兼ね合いもあり、ロングで働くために人手が足りない夜の



レジや品出しをしています。

運送会社で働く会社員の夫は、同じ仕事をしているのに60歳過ぎたら年収100万円程減りました。娘2人は自立しましたが、夫の両親が施設に入っているのも、毎月仕送りしている状況です。

閉店時間の夜9時半まで働いても、手取り額の少なさにがっかりします。食費は見切り品のものばかり買って節約しています。家族そろっての外出も数年に一度という感じです。

何より、一番の不安は老後の生活です。物価上昇に見合った賃金上昇はなく、支出だけが増えていき、今後大幅な増税も予想されており、はたして人生の終盤を人間らしく安心して暮らしていけるのか？体力が続かなくなったらどうするのか？

安心して暮らせる老後のため、早く最低賃金を1,000円以上に上げてほしいです。今、年金受給額を増やそうと思ったら70歳までフルタイムで働くか、勤務時間を増やして働く、又はその両方をするしかありません。老後安心して年金で暮らしていけるような社会になってほしいです。

## パートの手記 G 生協

### 全国一律最賃制度と大幅引き上げを

私は60歳で定年退職後、再雇用スタッフとなり4年目です。あと1年で年金支給になりますが、年金だけの生活では到底無理があり、身体の続く限り働きたいと思っていました。昨年は、私が病気で入院、夫も入院と続き、金銭的にも身体的にも不安な年でした。さらに値上げラッシュでガソリン代や食料品などいろいろな物の値上げ！値上げ！で生活はひっ迫しています。

そんな中で、最低賃金に張り付くような賃金ではこの先の生活や、身体のことを考えるとやはり不安で仕方ありません。各都道府県の最賃の発表がある時にいつも思うことなのですが、生活水準はどこにいてもほぼ変わらないのに、なぜABCDに分けているのか？何を基準にABCDに分けているのか？

他の国できている同一労働同一賃金がなぜ日本でできないのか？本当に疑問だらけです。安心して暮らせるように最低賃金の引き上げと全国一律最賃制度を望みます。



生協労連（全国生協労働組合連合会）  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9 南部ビル3F  
電話 03-3408-0067 fax 03-3408-8955 Email QYG03057@nifty.com

## 協会の活動

### 活動の概要

生協労連は、全国の生協労働組合を代表する労働組合連合会として、労働者の権利の擁護と労働条件の改善を目的として活動しています。また、労働者の生活の向上と福祉の増進を図るため、労働相談や就業支援などの活動を行っています。

生協労連（全国生協労働組合連合会）  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9 南部ビル3F  
電話 03-3408-0067 fax 03-3408-8955 Email QYG03057@nifty.com





愛媛地方の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ、  
地域間格差の解消を求める要請署名

1,002 筆



愛媛地方労働組合連合会





2023年7月20日  
日本銀行松山支店

## 愛媛県金融経済概況

### 1. 概観

愛媛県の景気は、緩やかに持ち直している。

すなわち、個人消費は、持ち直している。住宅投資は、弱い動きとなっている。設備投資は、横ばい圏内の動きとなっている。公共投資は、高水準で推移している。こうした中、生産は、横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。この間、企業の業況感（業況判断）は、改善した。

### 2. 各論

#### (1) 需要項目別動向

公共投資は、高水準で推移している。

輸出は、横ばい圏内の動きとなっている。

設備投資は、横ばい圏内の動きとなっている。

個人消費は、持ち直している。

#### 業態・品目別の需要動向

大型小売店販売 (百貨店、スーパー、ドラッグストア等)	持ち直している。
コンビニエンスストア販売	増加している。
家電販売	横ばい圏内の動きとなっている。
乗用車販売	持ち直している。
宿泊・観光施設の入込み	持ち直している。

住宅投資は、弱い動きとなっている。

## (2) 生産

生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

業種別の生産動向

織	維	横ばい圏内の動きとなっている。
紙	・ パ ル プ	横ばい圏内の動きとなっている。
化	学	弱い動きとなっている。
プラスチック製品		低調に推移している。
非	鉄 金 属	持ち直している。
食	料 品	堅調に推移している。
はん用・生産用機械		高水準となっている。
電	気 機 械	減少している。
輸送機械（造船）		持ち直しの動きがみられる。

## (3) 雇用・所得

雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

## (4) 物価

松山市の消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。

## (5) 企業倒産

企業倒産は、落ち着いた動きとなっている。

## (6) 金融情勢

実質預金、貸出金とも前年を上回っている。貸出約定平均金利は、前月比低下した。

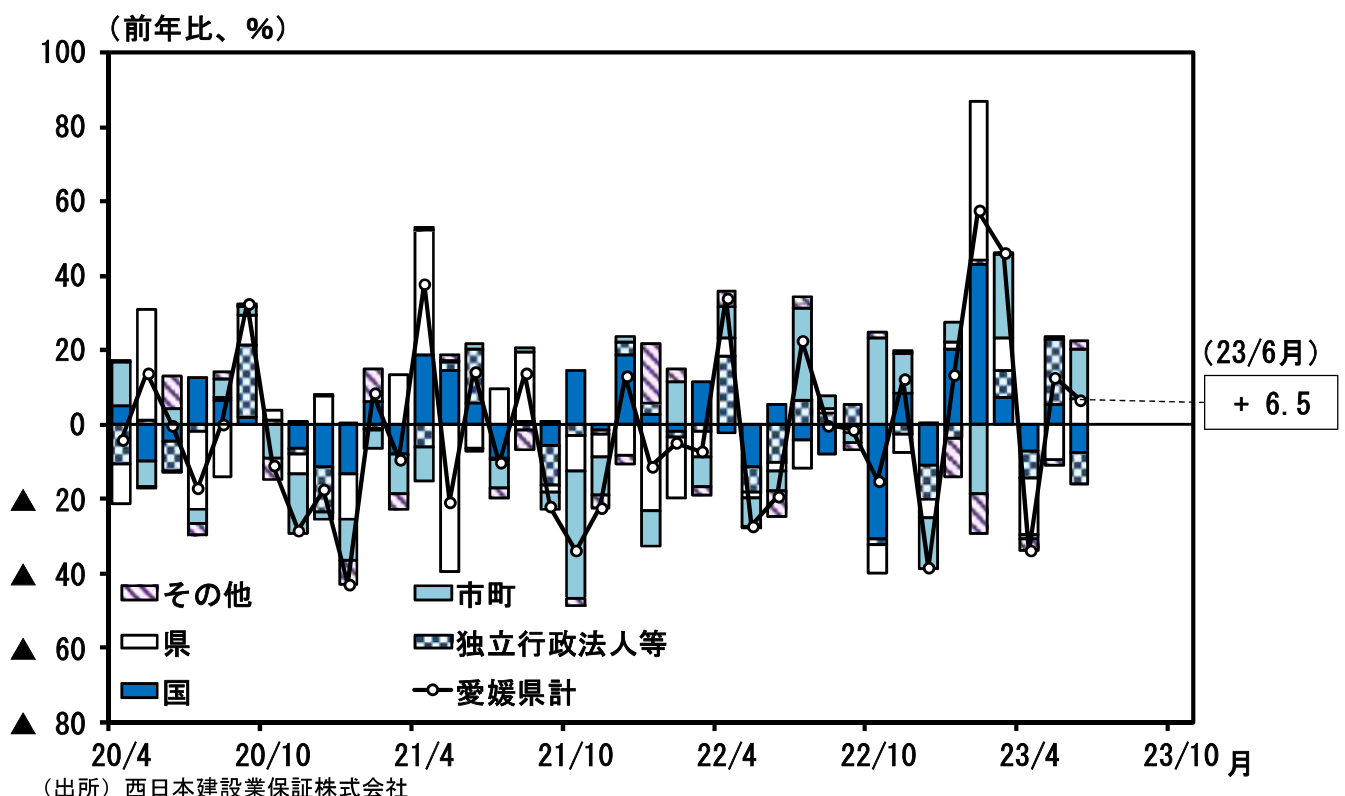
以 上



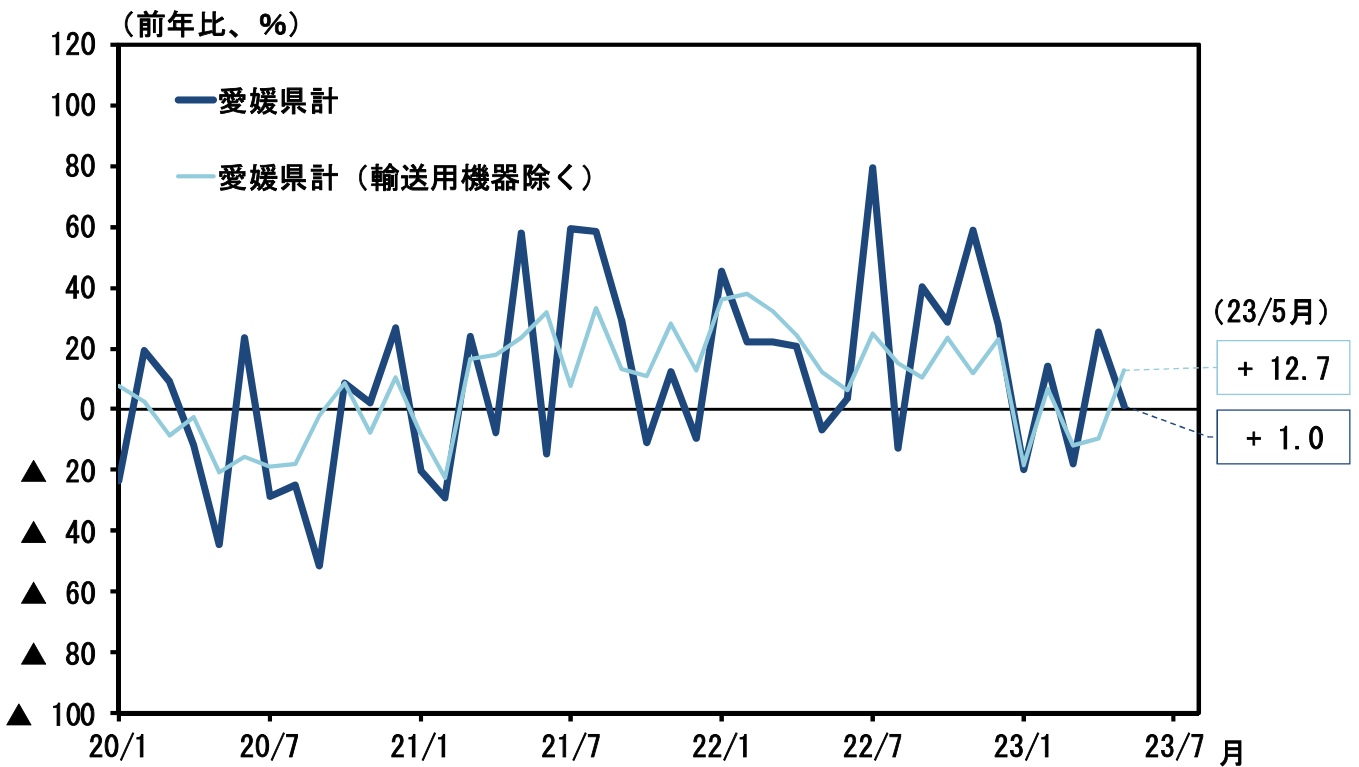
# 愛媛県金融経済概況

## 参考図表

### ▽公共工事請負額



## ▽輸出額



(出所) 財務省

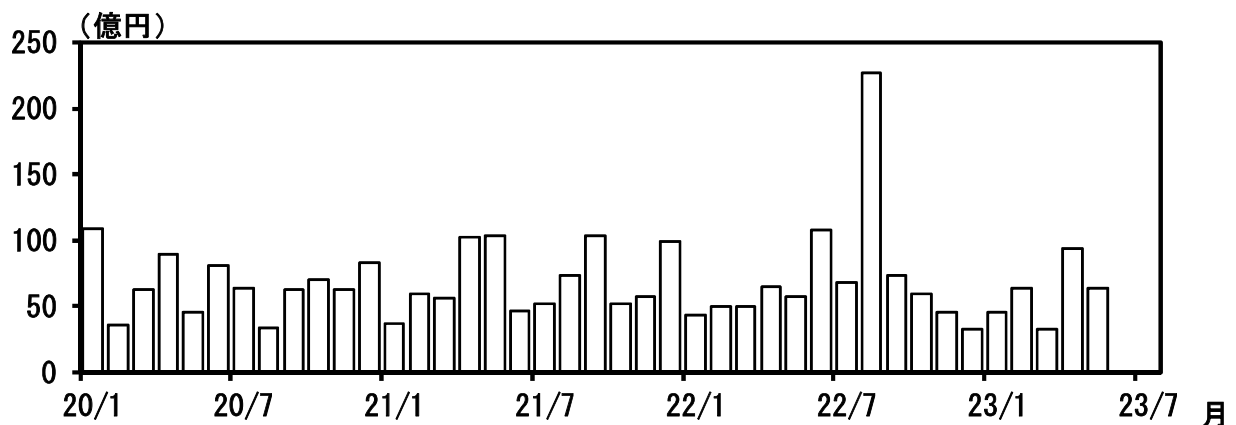
## ▽設備投資

愛媛県短観(設備投資額<含む土地投資額>)

(前年度比、%)

全規模		21年度	22年度	23年度
	全産業	▲23.9	▲13.8	+ 6.6
	製造業	▲13.0	▲22.6	+13.3
	非製造業	▲45.3	+13.6	▲ 7.5

建築着工統計(工事費予定額<非居住用>)



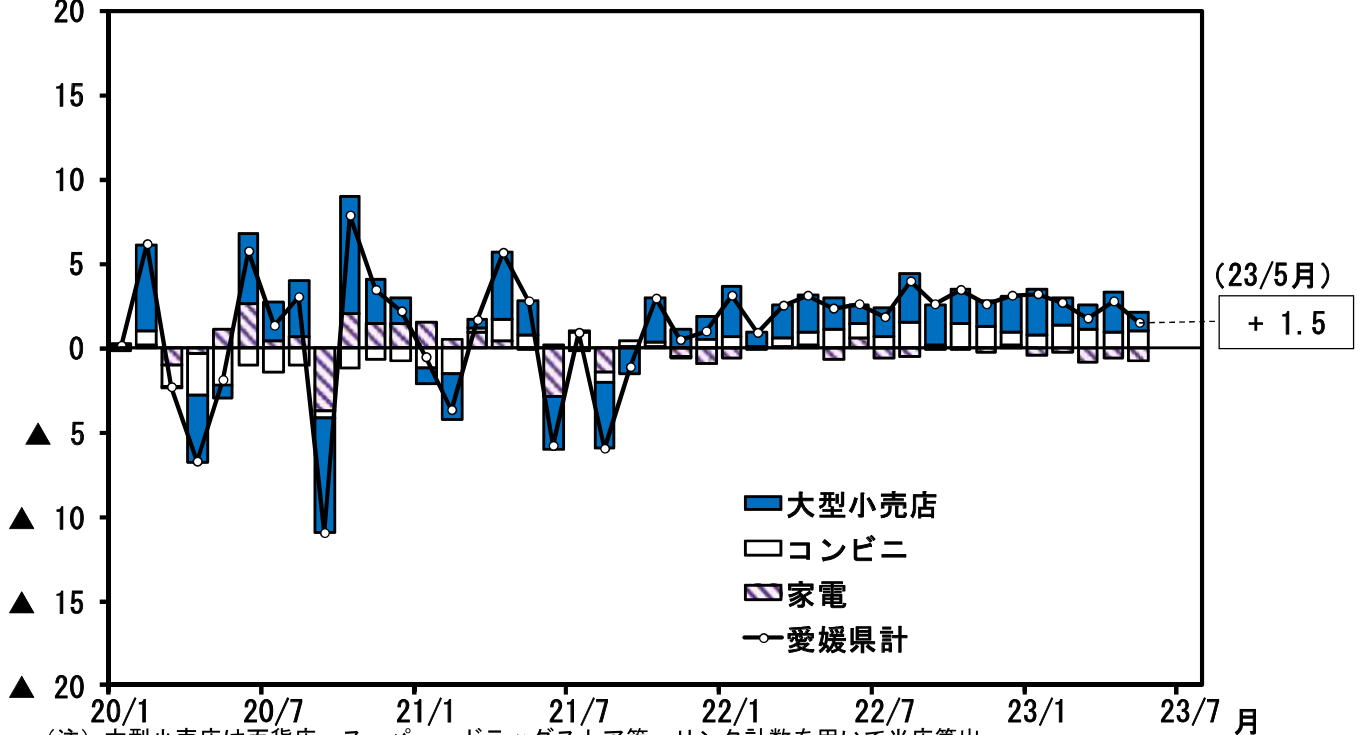
(注) 愛媛県短観の21~22年度は実績値。23年度は23/6月時点の計画値。

(出所) 日本銀行松山支店、国土交通省



## ▽大型小売店等の販売額

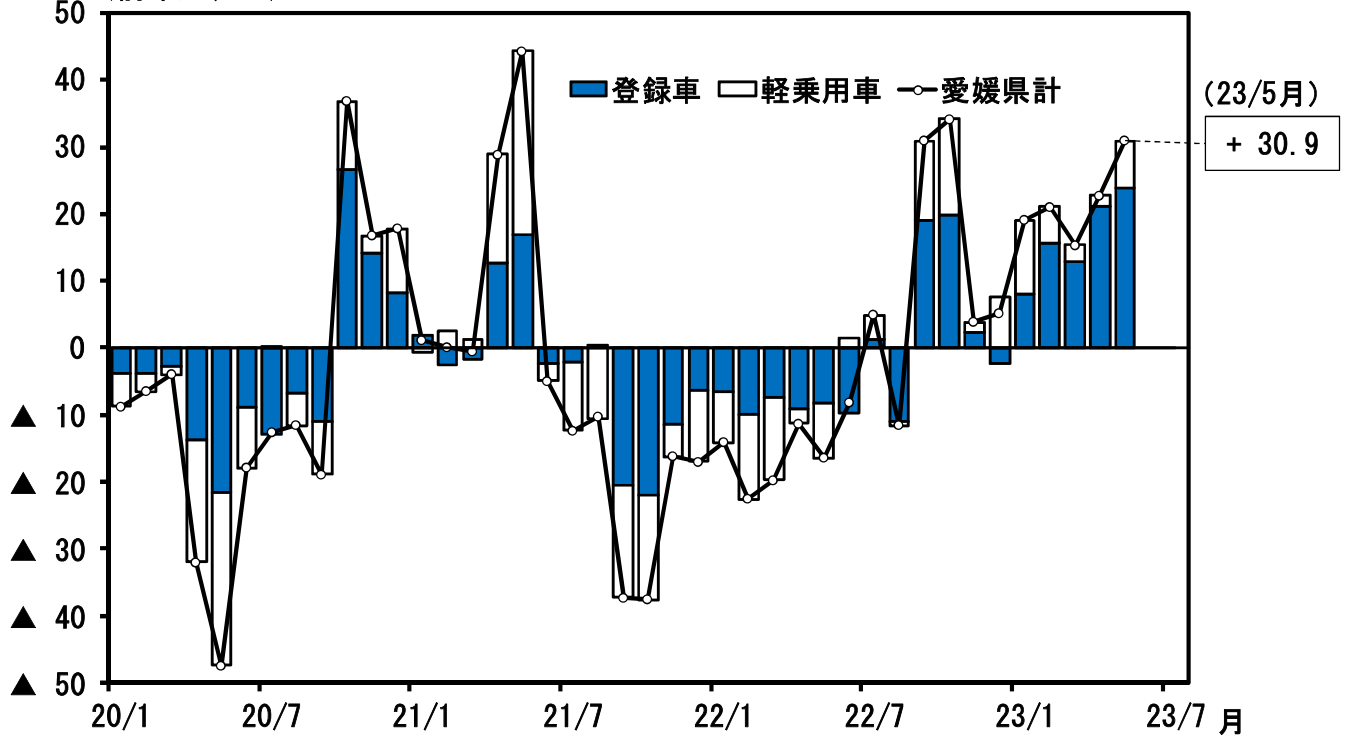
(前年比、%)



(注) 大型小売店は百貨店、スーパー、ドラッグストア等。リンク計数を用いて当店算出。  
(出所) 経済産業省

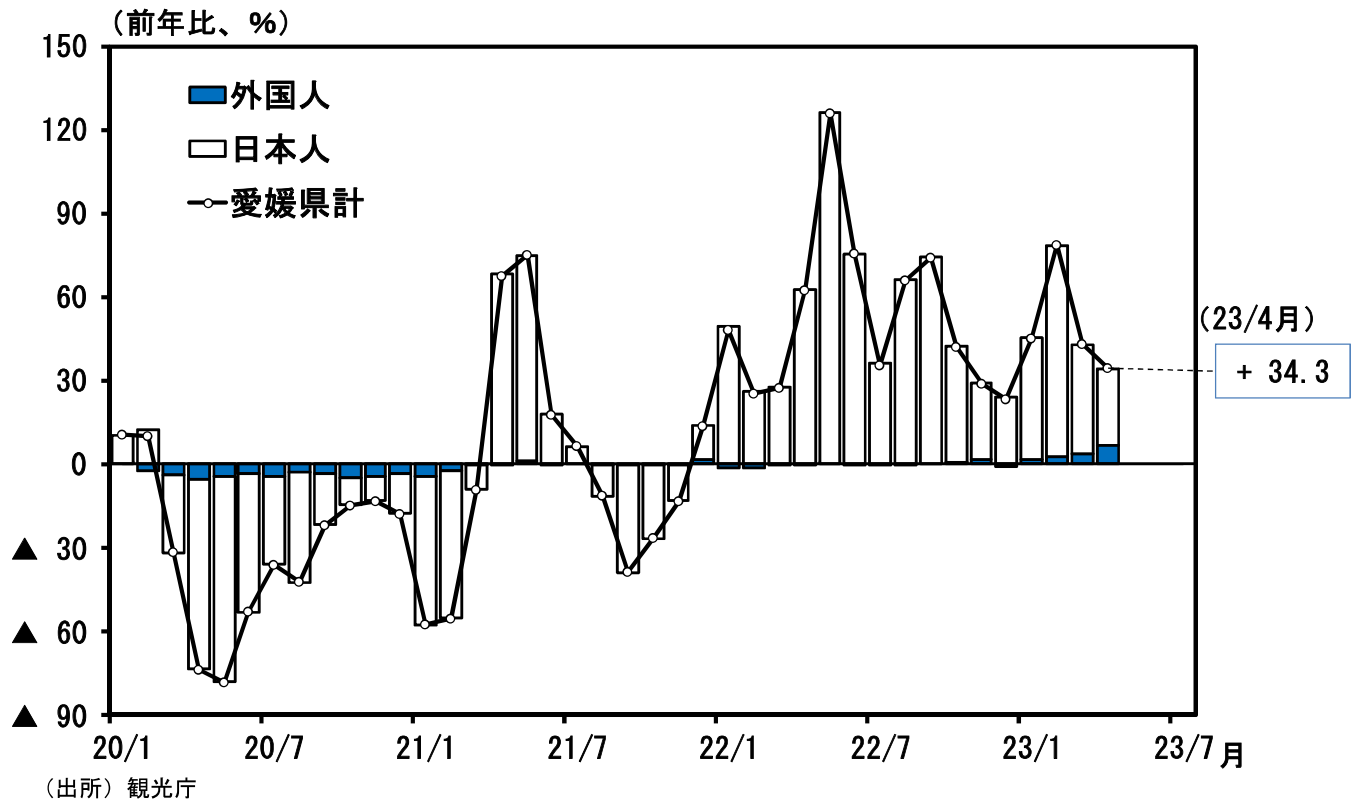
## ▽新車登録・届出台数

(前年比、%)

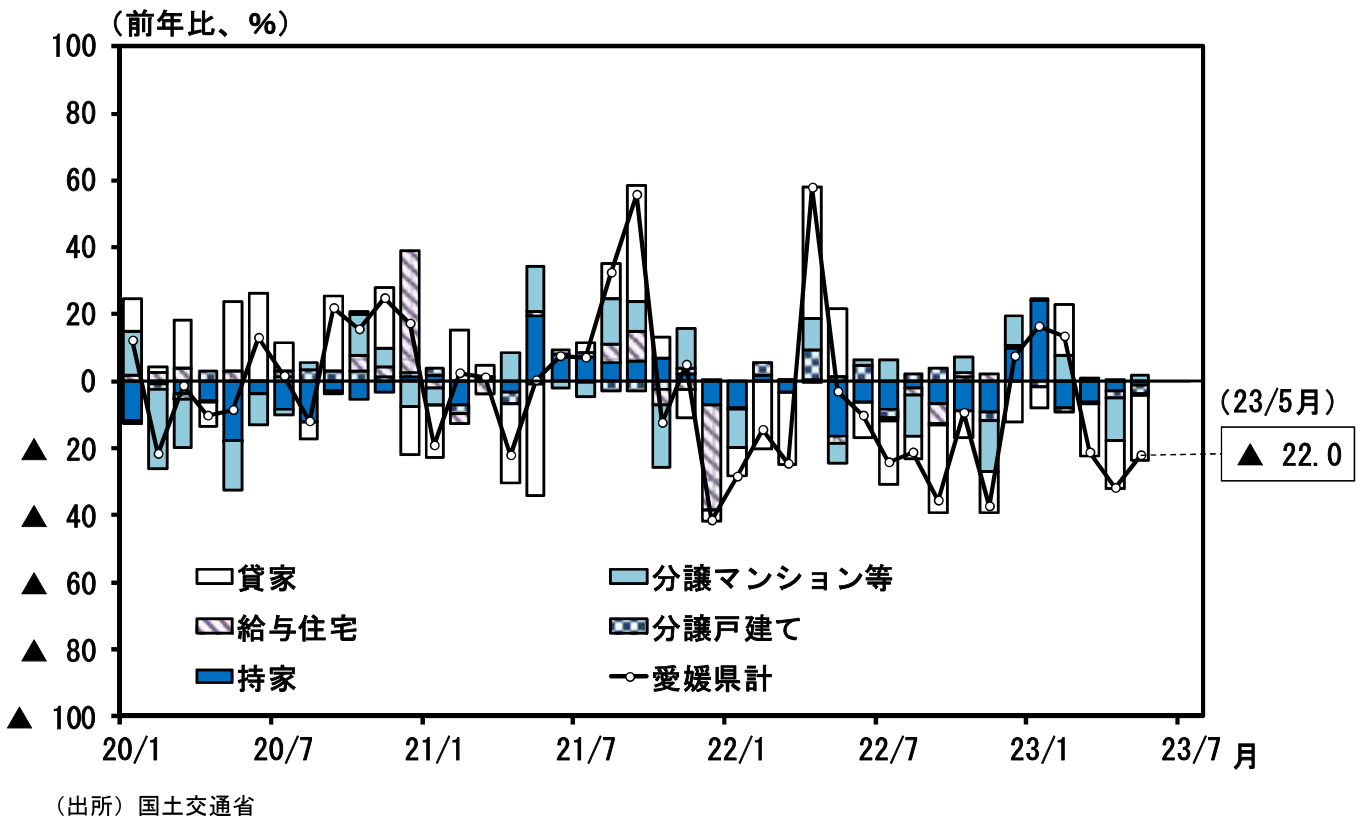


(出所) 四国運輸局

## ▽延べ宿泊者数



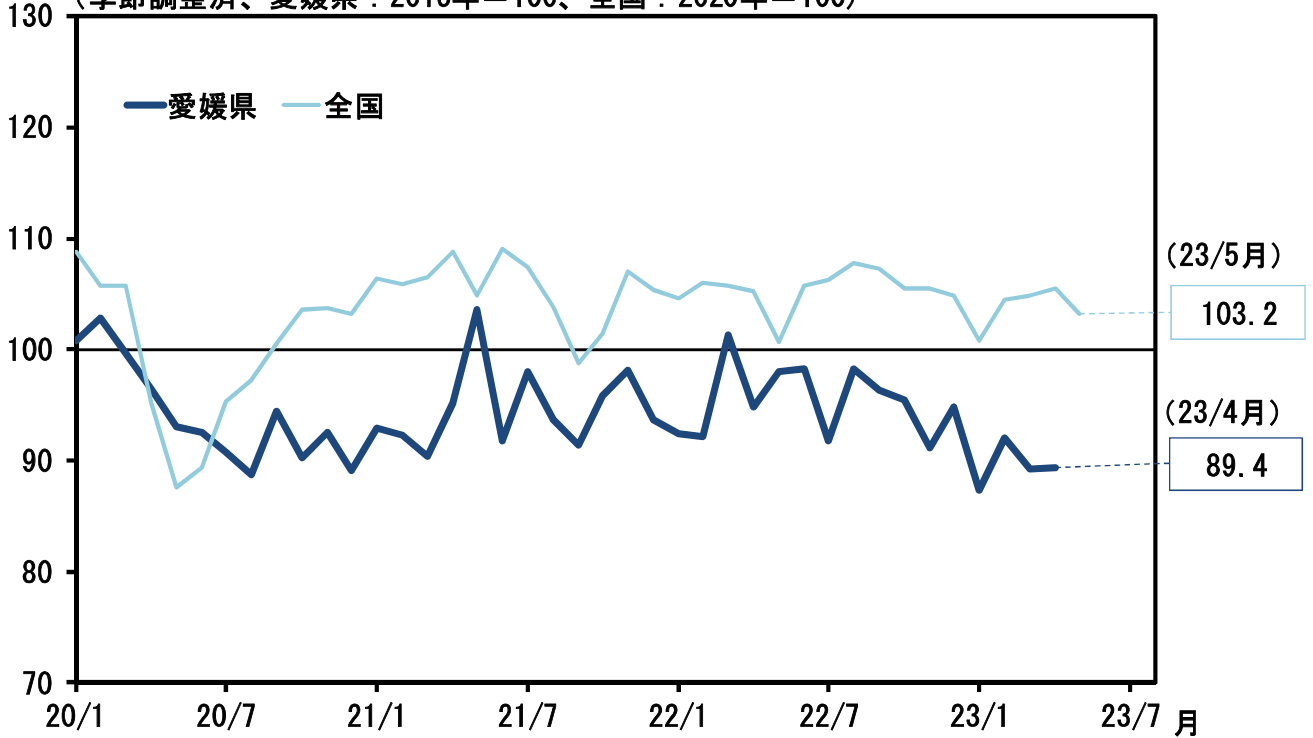
## ▽新設住宅着工戸数





## ▽ 鉱工業生産指数

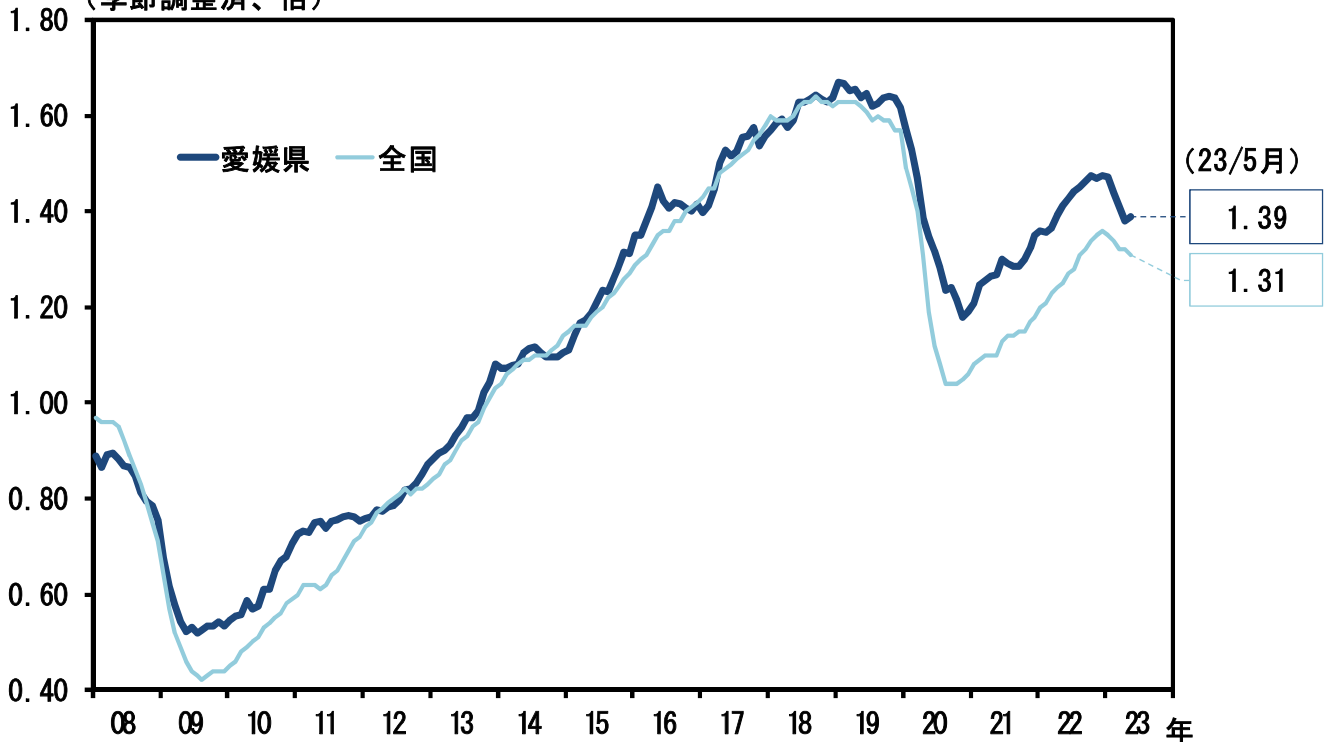
(季節調整済、愛媛県：2015年=100、全国：2020年=100)



(出所) 愛媛県、経済産業省

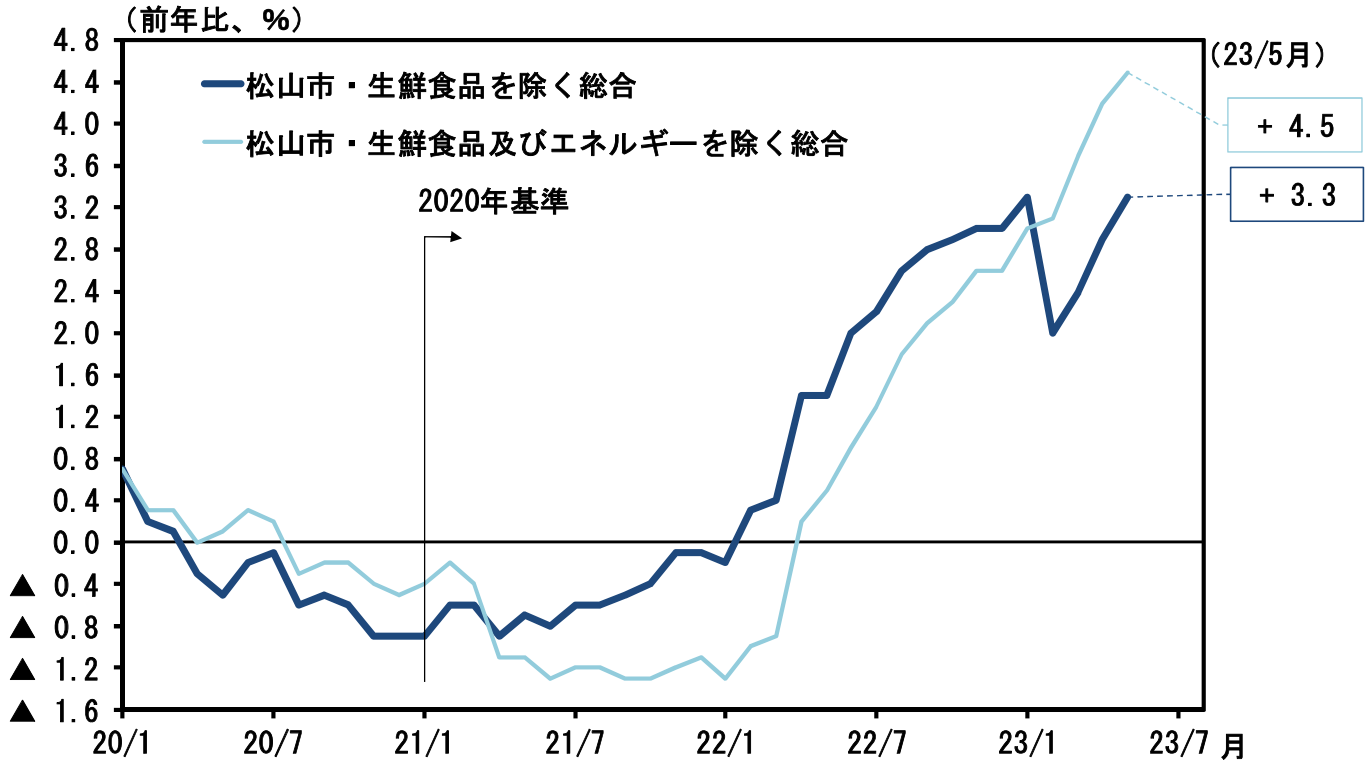
## ▽ 有効求人倍率

(季節調整済、倍)



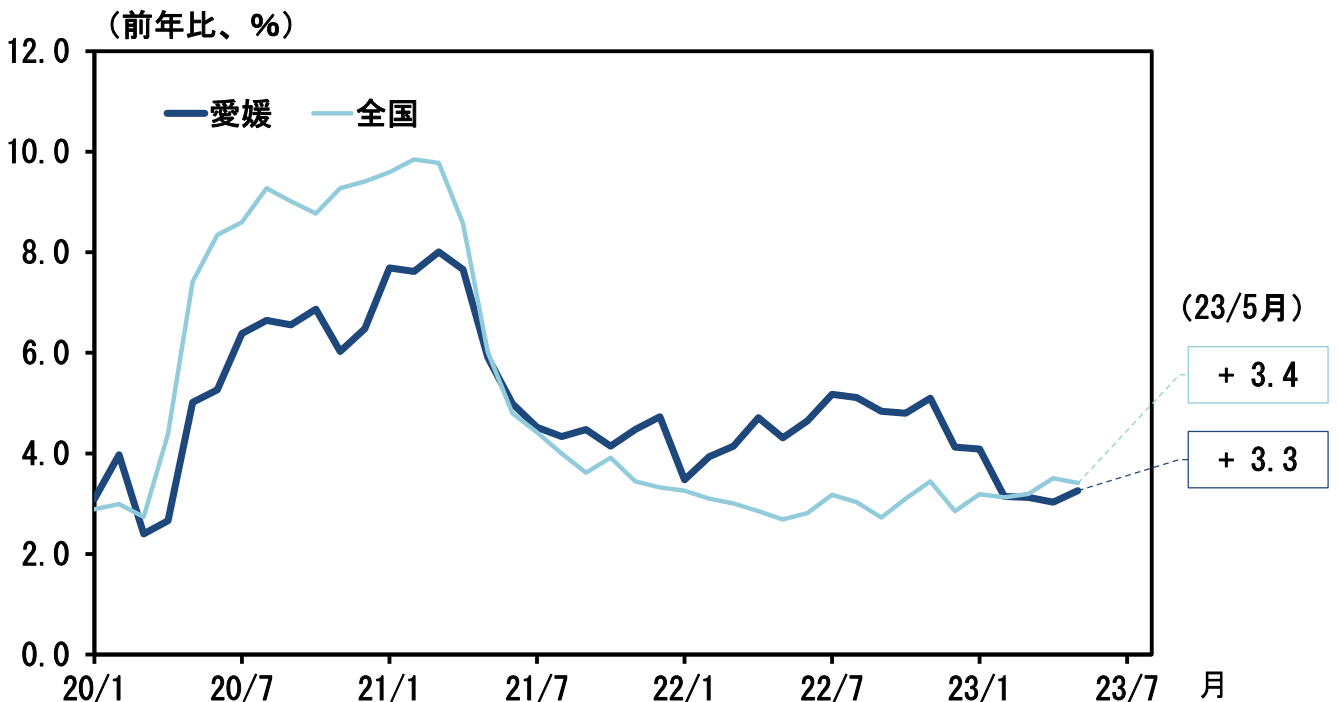
(出所) 愛媛労働局、厚生労働省

## ▽消費者物価指数



(注) 19~20年は2015年基準、21年以降は2020年基準。  
(出所) 総務省

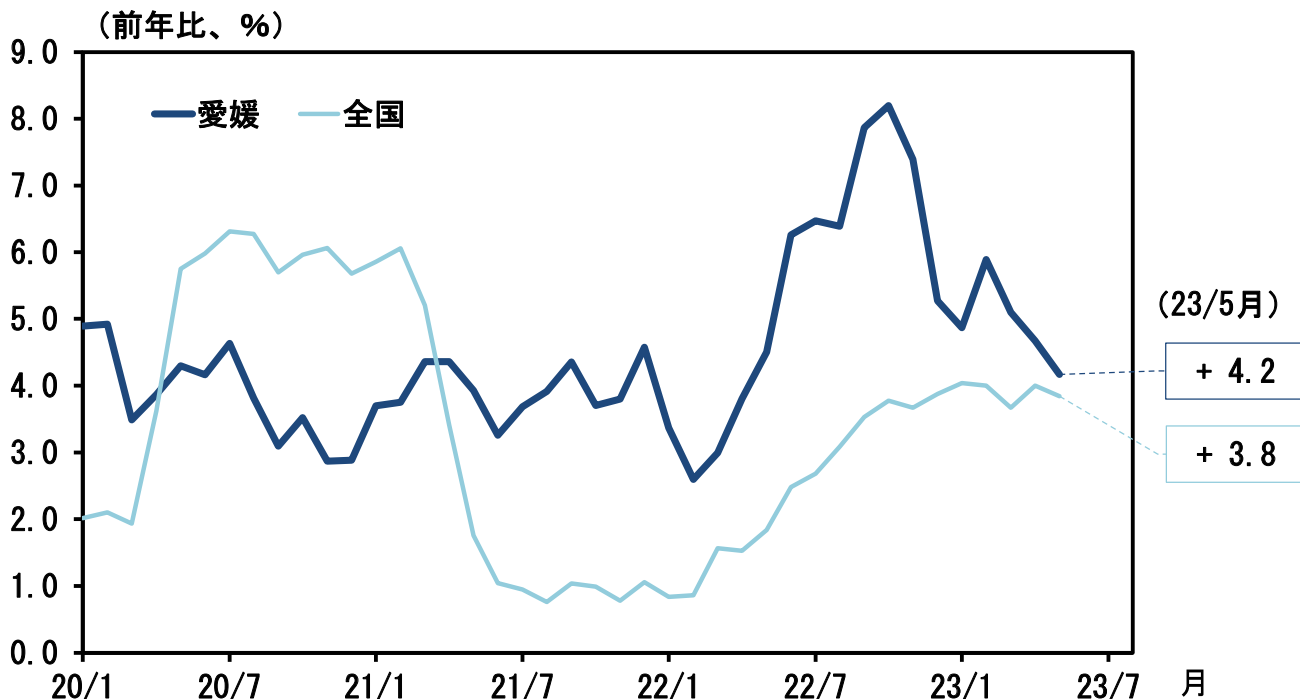
## ▽実質預金(月末残高)



(注) 1. 愛媛…国内銀行、県内に本店を置く信用金庫の県内店舗の合計。  
2. 全国…国内銀行、信用金庫の合計。  
3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。  
ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。  
4. 銀行勘定を集計（オフショア勘定を除く）。  
5. 実質預金は、総預金から切手手形を控除したもの。  
(出所) 日本銀行松山支店

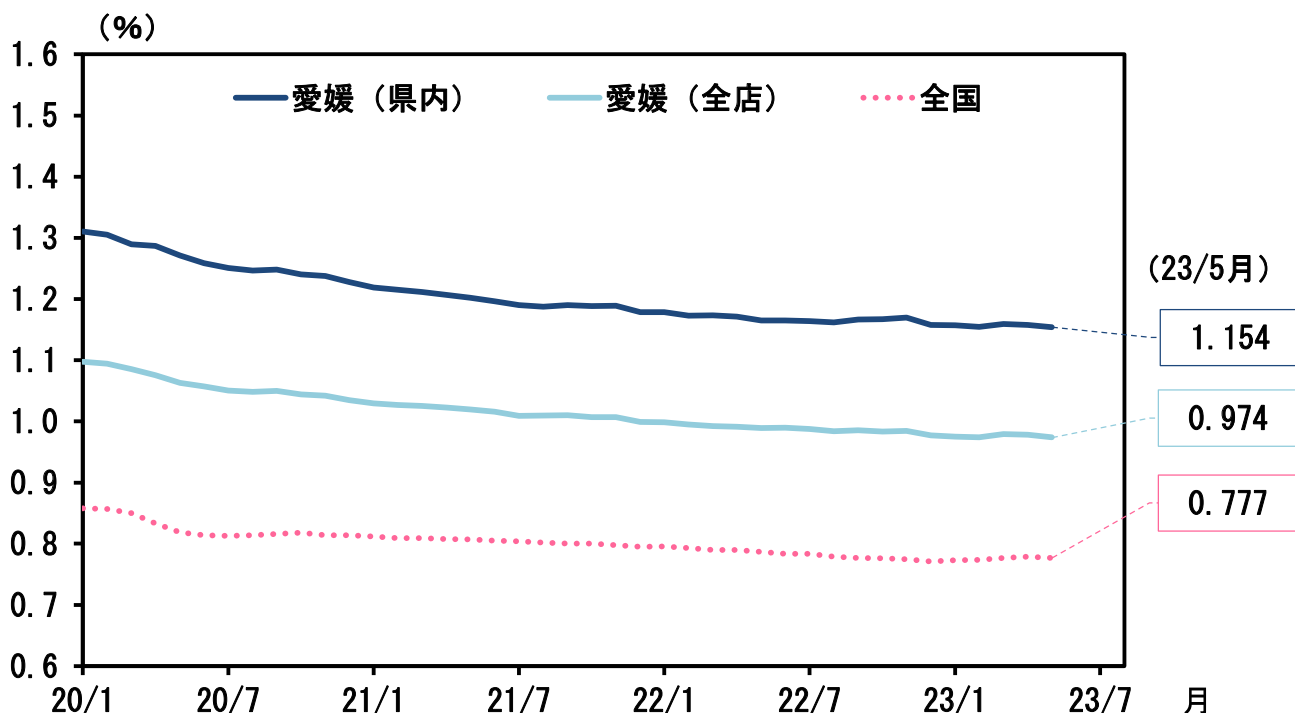


## ▽貸出金(月末残高)



- (注) 1. 愛媛…国内銀行、県内に本店を置く信用金庫の県内店舗の合計。  
 2. 全国…国内銀行、信用金庫の合計。  
 3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。  
 4. 銀行勘定を集計(オフショア勘定、中央政府向け貸出を除く)。  
 (出所) 日本銀行松山支店

## ▽貸出約定平均金利(ストック)



- (注) 1. 愛媛(県内)…県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の県内店舗分。  
 2. 愛媛(全店)…県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の全店舗分(県外店舗を含む)。  
 3. 全国…国内銀行分。  
 4. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。  
 5. 貸出約定平均金利は、貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。  
 (出所) 日本銀行、日本銀行松山支店